

邑楽町障がい者福祉計画(案)

平成 29 年度～平成 32 年度

平成 29 年 2 月

# 目次

---

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 近年の障がい者施策にかかわる社会動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の対象者.....	5
6 計画の策定方法.....	5
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	6
1 統計データ.....	6
2 アンケート調査の主な結果.....	12
第3章 計画の理念および目標.....	17
1 計画の基本理念および目指す姿.....	17
2 基本目標.....	18
3 施策の体系.....	20
第4章 施策の展開.....	21
基本目標1 差別の解消および相互理解の推進.....	21
1 差別の解消の推進.....	21
2 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進.....	23
3 地域の福祉力の充実.....	25
基本目標2 地域生活を支えるサービスの充実.....	26
1 地域生活支援基盤の整備.....	27
2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実.....	29
3 相談体制の充実.....	32
基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実.....	33
1 早期発見・早期治療体制の整備.....	34
2 保健・医療・リハビリテーション体制の充実.....	36
3 精神保健福祉対策の充実.....	38
基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実.....	40
1 療育環境の充実.....	40
2 教育環境の充実.....	42
基本目標5 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備.....	44
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進.....	44
2 行政サービスの向上.....	46
3 社会参加の促進.....	47
4 情報アクセシビリティの推進.....	49

5 安全・安心への配慮 .....	51
基本目標6 就労機会の拡大推進と経済的支援.....	53
1 就労への支援.....	53
2 生活の安定を支援.....	55
第5章 計画の推進.....	56
1 協働と連携による計画の推進.....	56
2 計画の周知・普及.....	56
3 計画の進行管理体制.....	56

(白)

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる「共生社会」の実現をめざして、その平成24年度から平成28年度を計画期間とする「邑楽町障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国の法律や制度は大きく変わり、平成25年4月から障害者自立支援法は障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）となり、障がいのある人の日常生活や社会生活の支援策の改善が図られました。そして、平成28年4月には、国の障がい者施策の基本的な枠組みを示す改正障害者基本法の第4条「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。さらに、平成30年4月には、改正障害者総合支援法および改正児童福祉法が施行され、障がいのある人の支援策の更なる改善が図られる予定となっています。

また、障がい者施策を考えていく方向性として、インクルージョン<sup>※1</sup>の考え方もますます重要になっています。ノーマライゼーション<sup>※2</sup>の考え方からさらに一歩進み、すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、ともに生きる社会を目指すインクルージョンの実現に向けた取り組みが、今後の障がい者施策の展開を図る上で重要になっています。

こうした社会的背景や障がい者のニーズ等を踏まえ、障がい者の人格と個性が尊重され、障がいのあるなしに関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会の構築に向けて、平成29年度から平成32年度を計画期間とする「邑楽町障がい者福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

---

### 1※ インクルージョン：

全ての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、共に生きる社会を目指すという考え方であり、障がいのある人が普通の場所で普通の生活をするということです。

### 2※ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中で共に生活することが正常（ノーマル）な社会のあり方であるという考え方のことです。

## 2 近年の障がい者施策にかかわる社会動向

近年の障がい者施策にかかわる主な動向は以下のとおりとなります。

### ◆近年の障がい者施策にかかわる主な社会動向

年	基本的枠組み	障がい者施策関連法
平成 23年	◎改正障害者基本法 (8月施行)	
24年		○障害者虐待防止法(10月施行)
25年	障害者基本計画 (第3次) H25～29年度	◎障害者総合支援法(4月一部施行) ↓ ○障害者優先調達法(4月施行)
26年		◎障害者権利条約の批准 (4月全部施行) ↓ ○改正精神障害者保健福祉法(4月一部施行)
27年		(1月・7月対象疾病の拡大) ○難病法(1月施行)
28年		◎障害者差別解消法 (4月施行) ○改正精神障害者保健福祉法(4月全部施行) ○障害者雇用促進法(4月施行) ○改正障害者発達支援法(8月施行) ◎障害者総合支援法および児童福祉法改正案 (3月閣議決定)
29年		
H30年		☆改正障害者総合支援法および改正児童福祉法 (4月施行予定)

◆法制度改正の主なポイント

◎改正障害者基本法（平成23年7月成立、同年8月施行） → 障がい者の定義の見直し（社会的障壁）、合理的配慮の概念の導入など
○障害者虐待防止法（平成23年6月成立、平成24年10月施行） → 障がい者への虐待禁止、虐待が疑われる障がい者を発見した者の通報義務など
◎ 障害者総合支援法（平成24年6月成立、平成25年4月・平成26年4月施行） 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 → 障がい者の範囲の見直し（特定疾患者への支援対象の拡大）、地域生活支援事業の強化、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大など → 対象疾病の拡大
○ 障害者優先調達推進法（平成24年6月成立、平成25年4月施行） （正式名称「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」） → 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を設定
◎ 障害者基本計画（第3次）（平成25～29年度） → 「生活支援」「保健・医療」「教育、文化芸術活動・スポーツ等」「雇用・就業、経済的自立の支援」「生活環境」「情報アクセシビリティ」に加え、「安全・安心」「差別の解消および権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」を新たに設定
○ 精神保健福祉法の改正（平成25年6月成立、平成26年4月一部施行、平成28年4月全部施行）（正式名称「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」） → 保護者制度の廃止、医療保護入院の際の同意の要件の見直しなど
○ 難病法（平成26年5月成立、平成27年1月施行） （正式名称「難病の患者に対する医療等に関する法律」） → 難病の患者に対する医療費助成に関する法定化
◎ 障害者差別解消法（平成25年6月19日成立、平成28年4月1日施行） （正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」） → 国の行政機関や地方公共団体および民間事業者による不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を取り除くための合理的配慮等
○ 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月成立、平成28年4月施行） 正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」 → 雇用の分野における合理的配慮の提供義務 → 精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置など（平成30年4月施行予定）
○ 発達障害者支援法の改正（平成28年5月成立、平成28年8月施行） → 就労と教育支援の強化等
◎ 障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律案 平成28年改正案閣議決定、平成30年4月1日一部施行予定 《障害者総合支援法》 → 一人暮らしを希望する障がい者を支援する「自立生活援助」および「就労定着支援」の新設、高齢障がい者による介護保険サービスの利用の仕組み見直しなど 《児童福祉法》 → 居宅訪問による発達支援サービスの提供、保健・医療・福祉等の連携による医療的ケアを必要とする児童への対応、障害児福祉計画の策定など

### 3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本町に暮らす障がいのある人のニーズや課題をまとめ、取り組むべき障がい者施策の方向性について定める基本計画としての性格を有しています。

策定にあたっては、国の障害者基本計画（第3次）およびバリアフリーぐんま障害者プラン6（群馬県障害者計画・第4期群馬県障害福祉計画）を踏まえるとともに、邑楽町の最上位計画である総合計画をはじめとする他の計画との整合を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等を示す邑楽町障害福祉計画（第4期）を踏まえて策定します。

■障害者基本計画（第11条第3項）

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

■障害者総合支援法（第88条第1項）

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」



### 4 計画の期間

本計画は平成29年度から平成32年度の4年間の計画とし、平成33年度からは障害福祉計画と一体化し、障がい者福祉施策の充実を図ります。

なお、計画期間中に、この計画の根幹となる法律や制度などの改正があった場合には、その動向により、計画の見直しを行います。

◆計画の期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
障がい者福祉計画	H24年度～H28年度		H29年度～H32年度				
障害福祉計画	第4期			第5期			

## 5 計画の対象者

障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を本計画の対象とします。

## 6 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人の地域での生活状況、困っていること、サービスの利用意向などを把握するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者および一般町民を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、障がい者施策の推進については、幅広い関係者の協力を得て、本町の実情に応じた施策が展開されるように、障害者団体の代表、社会福祉の関係者、学識経験者等の構成による邑楽町障害者福祉計画策定委員会を設置し、策定にあたりました。

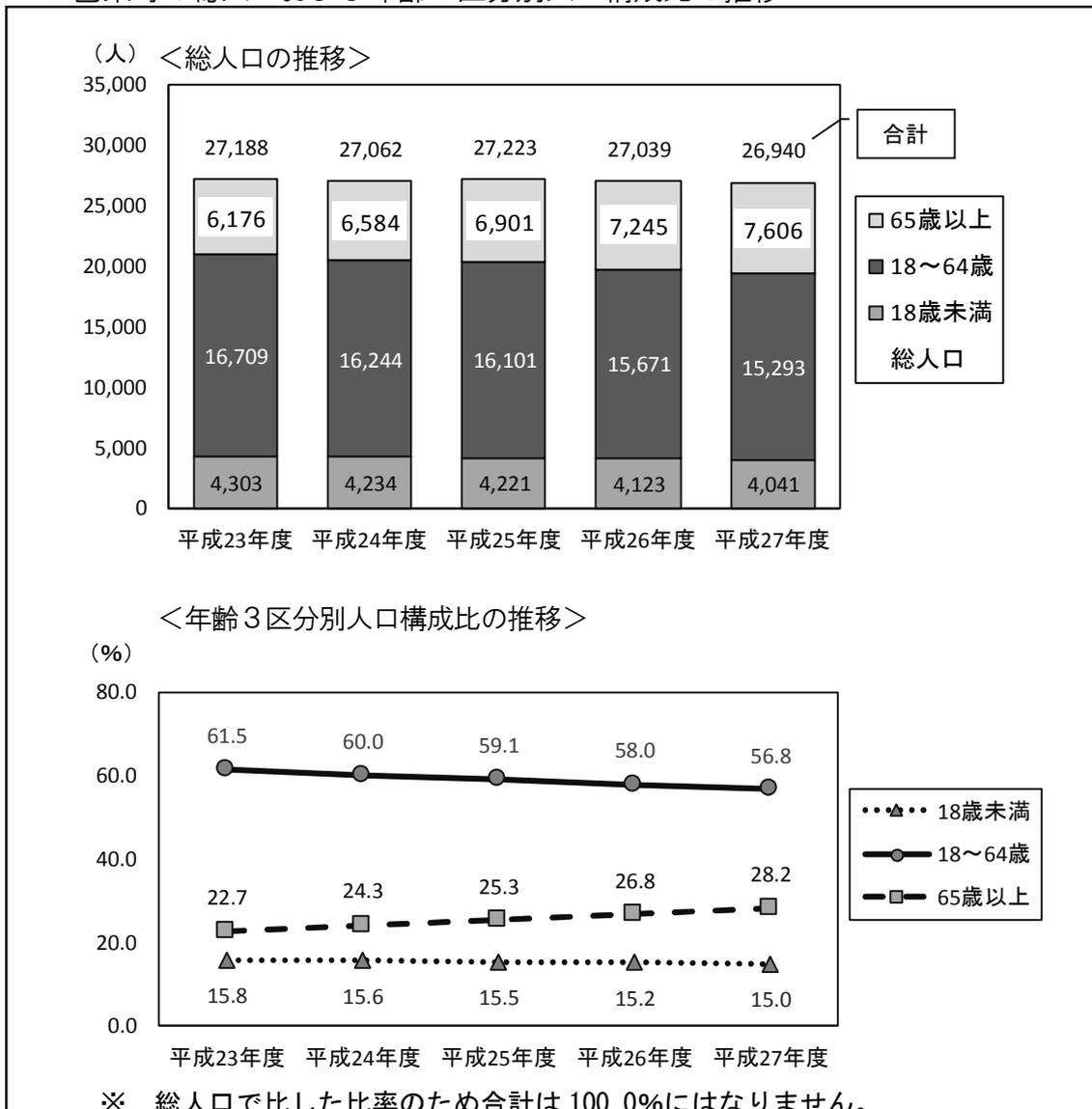
## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1 統計データ

#### (1) 総人口

群馬県の年齢別人口統計調査結果によると、本町の総人口は平成28年3月末現在では26,940人となり、平成24年よりも248人減少し、増減率はマイナス0.91%となっています。年齢階層別にみると、18歳未満は262人減で増減率はマイナス6.09%、18～64歳も1,416人減で増減率はマイナス8.47%であるのに対し、65歳以上は1,430人増となり、増減率は23.15%となっています。また、総人口に占める比率をみると、18歳未満および18～64歳は低下していますが、65歳以上は上昇を続けています。

■ 邑楽町の総人口および年齢3区分別人口構成比の推移

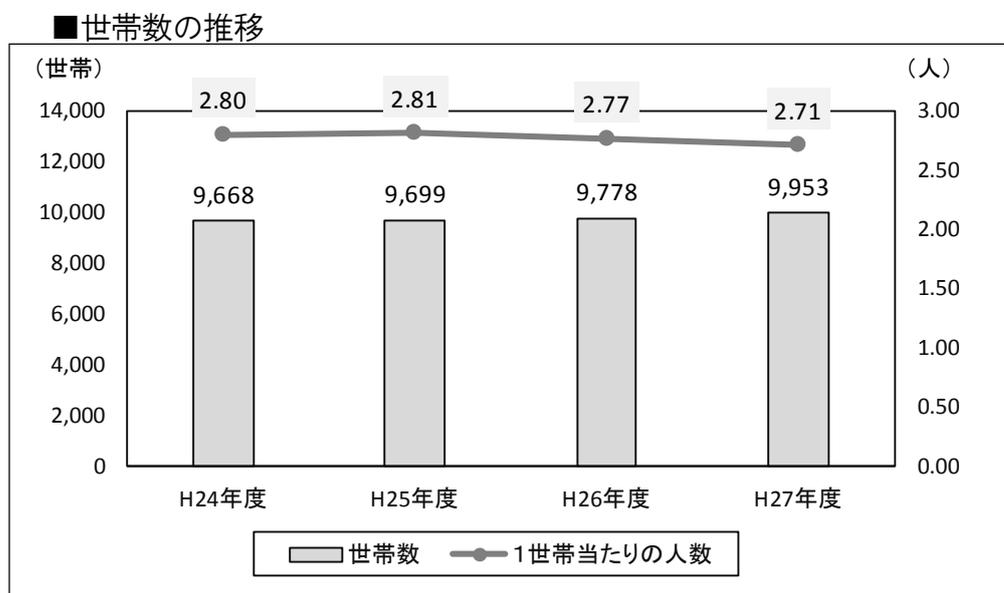


資料：住民課資料（各年3月31日現在）



(2) 世帯数

住民基本台帳による世帯数の推移をみると、平成 27 年度末現在では 9,953 世帯と平成 24 年度よりも 285 世帯増加して増減率は 2.9%となります。しかし、総人口が減少し世帯数が増加しているため、総人口を世帯数で割った 1 世帯当たり人員は減少して平成 27 年度現在は 2.71 人となり、少人数による世帯構成が進んでいる状況がうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

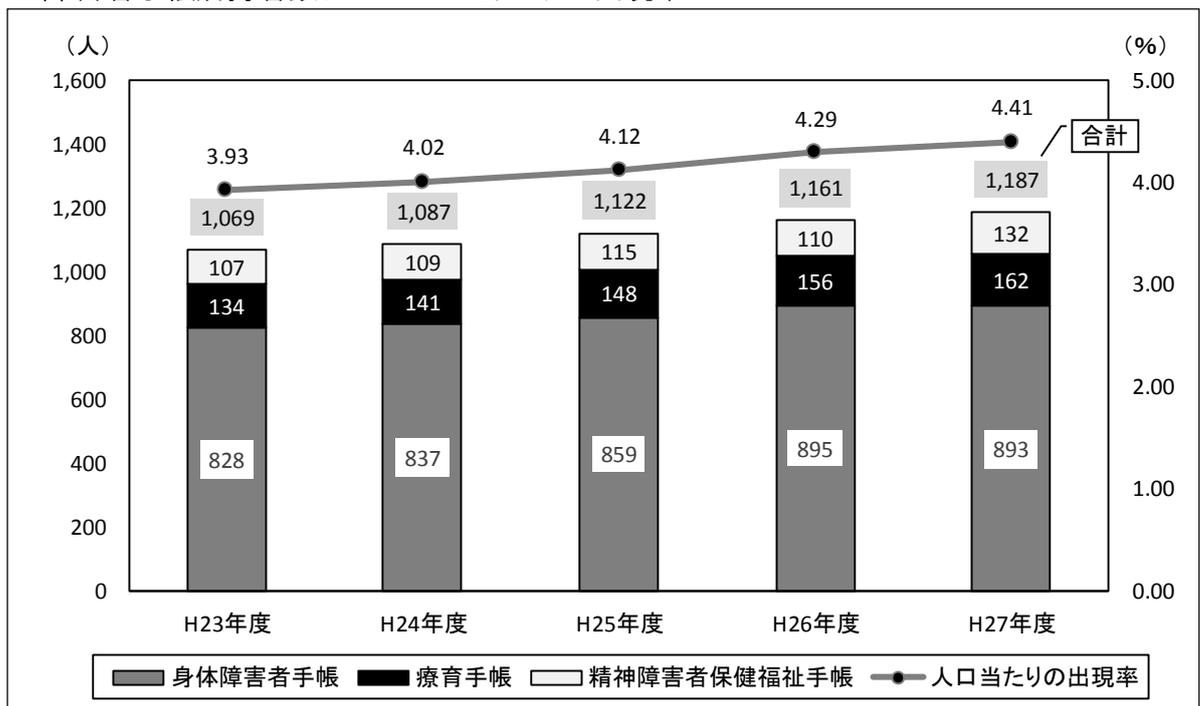
(3) 障害者手帳所持者等の状況

① 障害者手帳所持数の推移

障害者手帳所持者数は（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は増加しており、平成27年度末現在は1,187人となります。総人口に対する出現率も上昇し、平成27年度末現在は4.41%となっています。

障害者手帳の種別にみると、身体障害者手帳および療育手帳がいずれも増加しており、平成27年度末現在は、身体障害者手帳が893人と最も多く、次いで療育手帳が162人となっています。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は大きな変化はみられず、132人となっています。

■障害者手帳所持者数および人口当たりの出現率



資料：健康福祉課（各年度末）

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

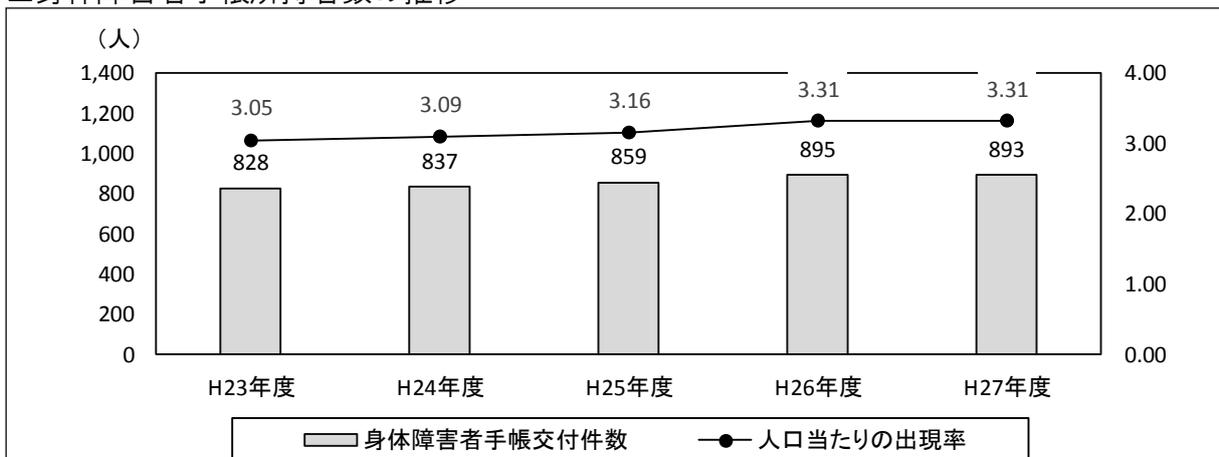
### ② 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成27年度末現在は893人で、平成23年度から65人増加し、人口当たりの出現率も3.31%と上昇傾向にあります。

障がいの種類別をみると、肢体不自由（485人）が最も多く、次いで内部障がい（285人）、聴覚・平衡障がい（69人）となっていますが、平成23年度からの構成比の推移をみると、最も人数の多い肢体不自由は構成比が低下傾向にあるのに対して、内部障がいは上昇し、聴覚・平衡障がいもやや上昇傾向にあります。

障がいの程度別にみると、1級（329人）が最も多く、次いで4級（232人）、2級（118人）となり、重度の1級の構成比は上昇傾向にあります。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移



			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者手帳所持者			828	837	859	895	893
障がい種類	視覚障がい	人	43	47	42	45	47
		%	5.2	5.6	4.9	5.0	5.3
	聴覚・平衡障がい	人	54	54	67	70	69
		%	6.5	6.5	7.8	7.8	7.7
	音声・言語障がい	人	11	12	9	9	7
		%	1.3	1.4	1.0	1.0	0.8
肢体不自由	人	488	497	497	518	485	
	%	58.9	59.4	57.9	57.9	54.3	
内部障がい	人	232	227	244	253	285	
	%	28.0	27.1	28.4	28.3	31.9	
障がい程度	1級	人	278	288	284	320	329
		%	33.6	34.4	33.1	35.8	36.8
	2級	人	130	126	126	121	118
		%	15.7	15.1	14.7	13.5	13.2
	3級	人	110	103	111	114	109
		%	13.3	12.3	12.9	12.7	12.2
	4級	人	213	222	235	228	232
		%	25.7	26.5	27.4	25.5	26.0
	5級	人	52	51	50	48	54
		%	6.3	6.1	5.8	5.4	6.0
	6級	人	45	47	53	51	51
		%	5.4	5.6	6.2	5.7	5.7

資料：健康福祉課（各年度末現在）

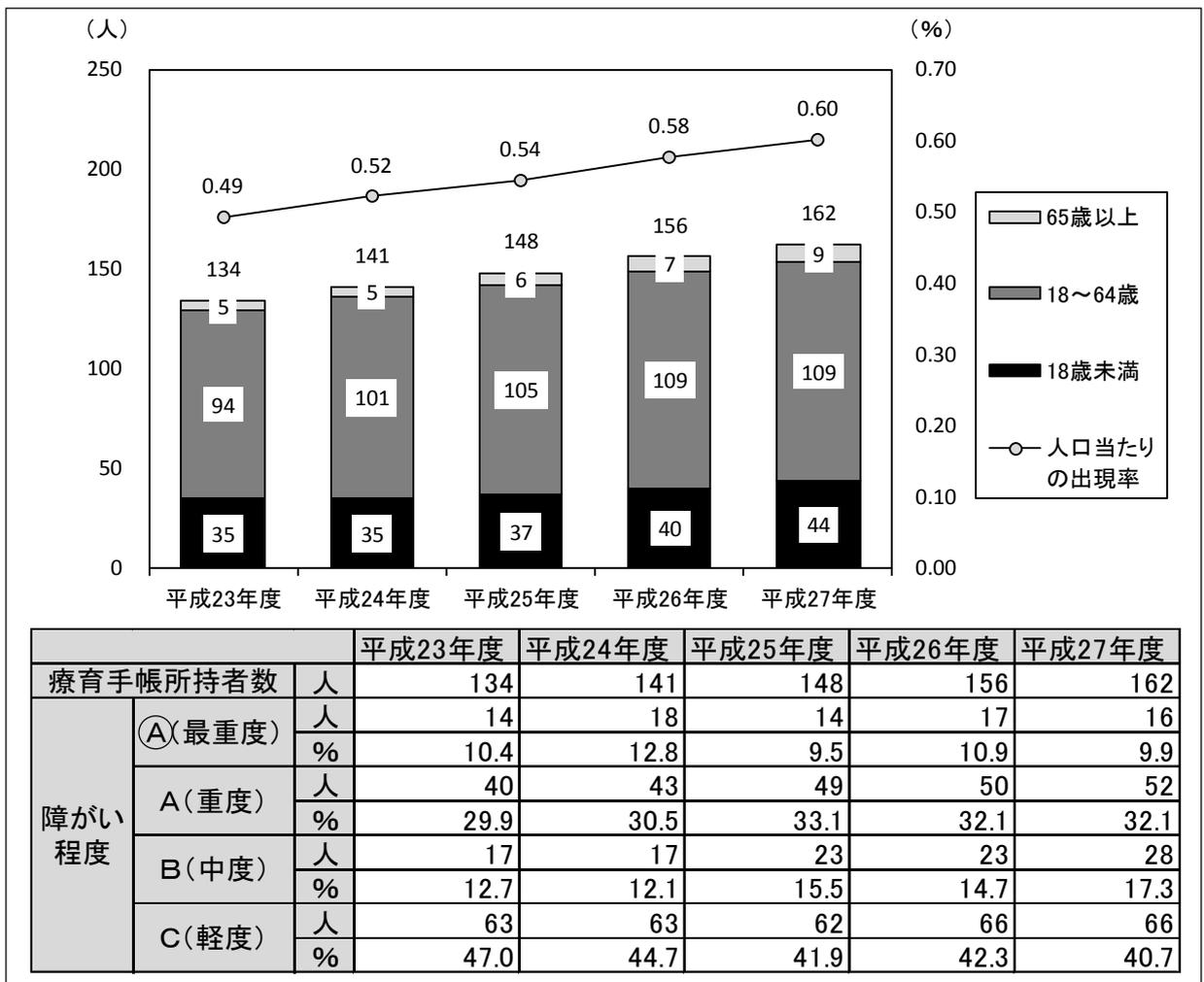
③ 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加しており、平成27年度末現在は162人で、平成23年度から28人増加して、人口当たりの出現率も0.60%と上昇しています。

年齢階層別をみると、18～64歳（109人）が最も多く、次いで18歳未満（44人）、65歳以上（9人）となっています。

障がいの程度別にみると、B2（軽度）（66人）が最も多く、次いでA2・A3（重度）（52人）、B1（中度）（28人）、A1（最重度）（16人）となり、平成23年度から比較すると、A（重度）およびB（中度）の増加が大きくなっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末現在）

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

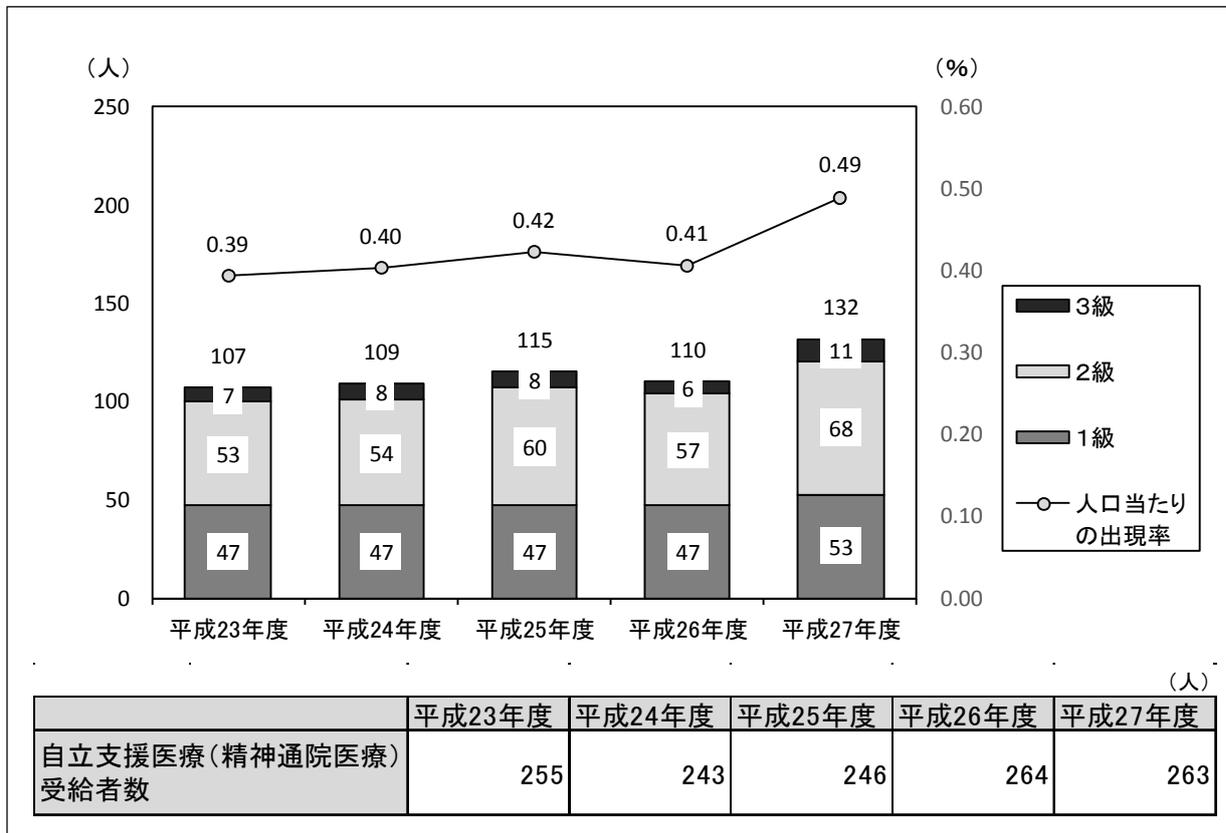
### ④ 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、平成27年度末現在は132人で、平成23年度から25人増加し、人口当たりの出現率も0.49%と上昇傾向にあります。

障がいの程度別にみると、2級（68人）が最も多く、次いで1級（53人）、3級（11人）となります。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加傾向にあり、平成27年度は263人となります。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



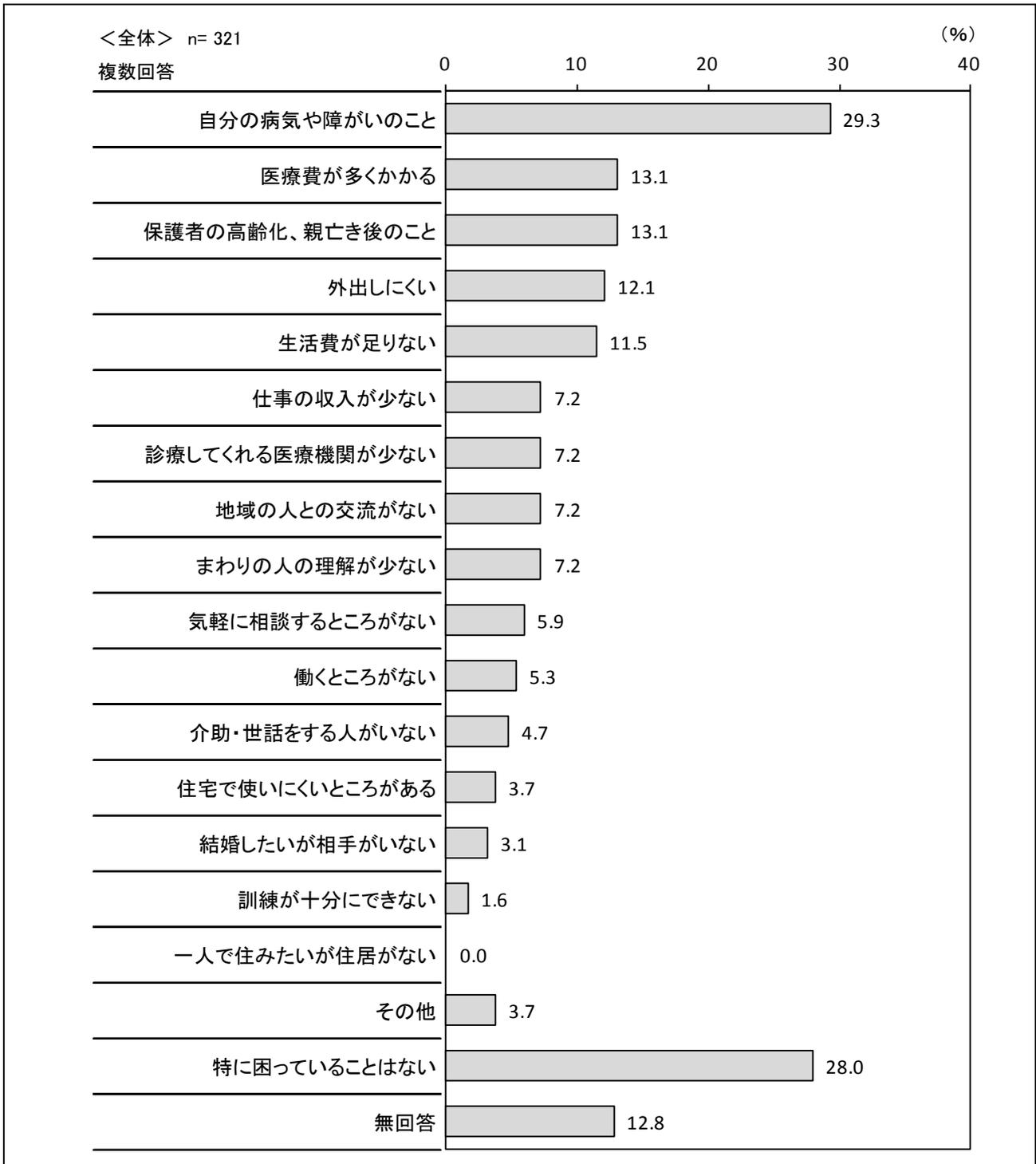
資料：健康福祉課（各年度末現在）

## 2 アンケート調査の主な結果

### (1) 現在の生活で困っていること

現在の生活で困っていることは、「自分の病気や障がいのこと（29.3%）」が最も多く、次いで「特に困っていることはない（28.0%）」となっています。困りごとについては全体的に前回調査を下回り、「特に困っていることはない」が前回調査（17.5%）を上回っています。

#### ■アンケート（障がい者）調査：現在の生活で困っていること

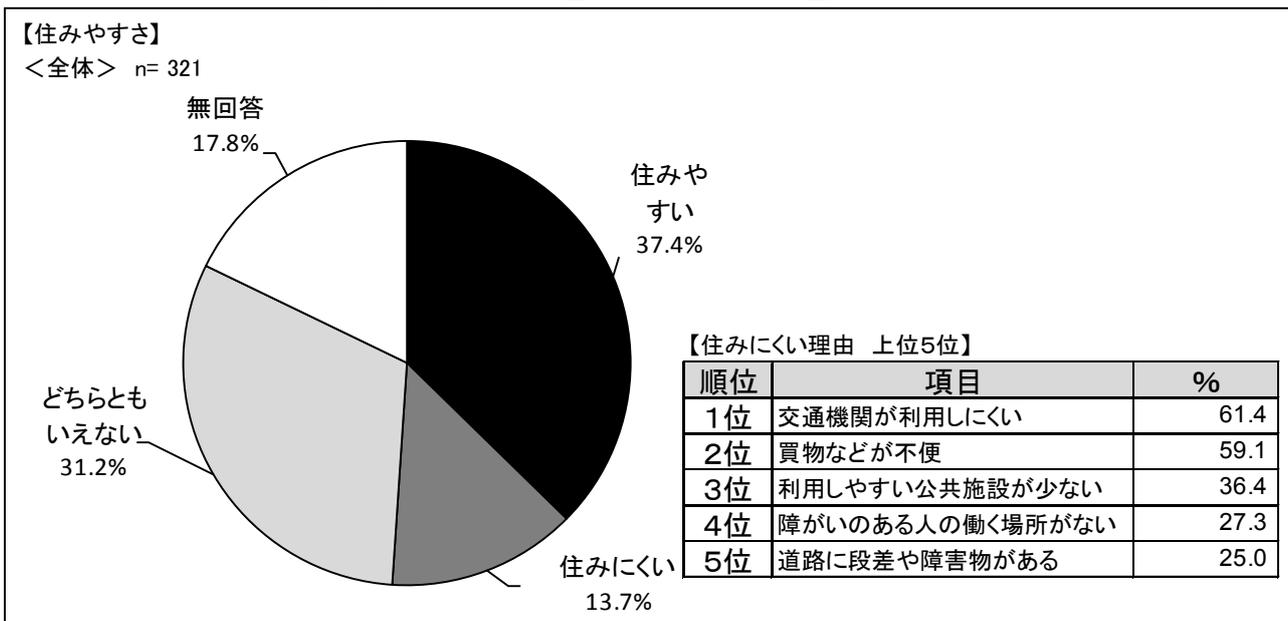


(2) 地域の住みやすさ

地域の住みやすさは、「住みやすい (37.4%)」が最も多く、前回調査 (37.3%) と同程度となっています。しかし、「住みにくい (13.7%)」は前回調査 (10.1%) よりも若干上昇しています。

住みにくいと思う理由は、「交通機関が利用しにくい (61.4%)」が最も多く、次いで「買物などが不便 (59.1%)」、「利用しやすい公共施設が少ない (36.4%)」となり、外出・移動に関連する項目が上位を占めています。

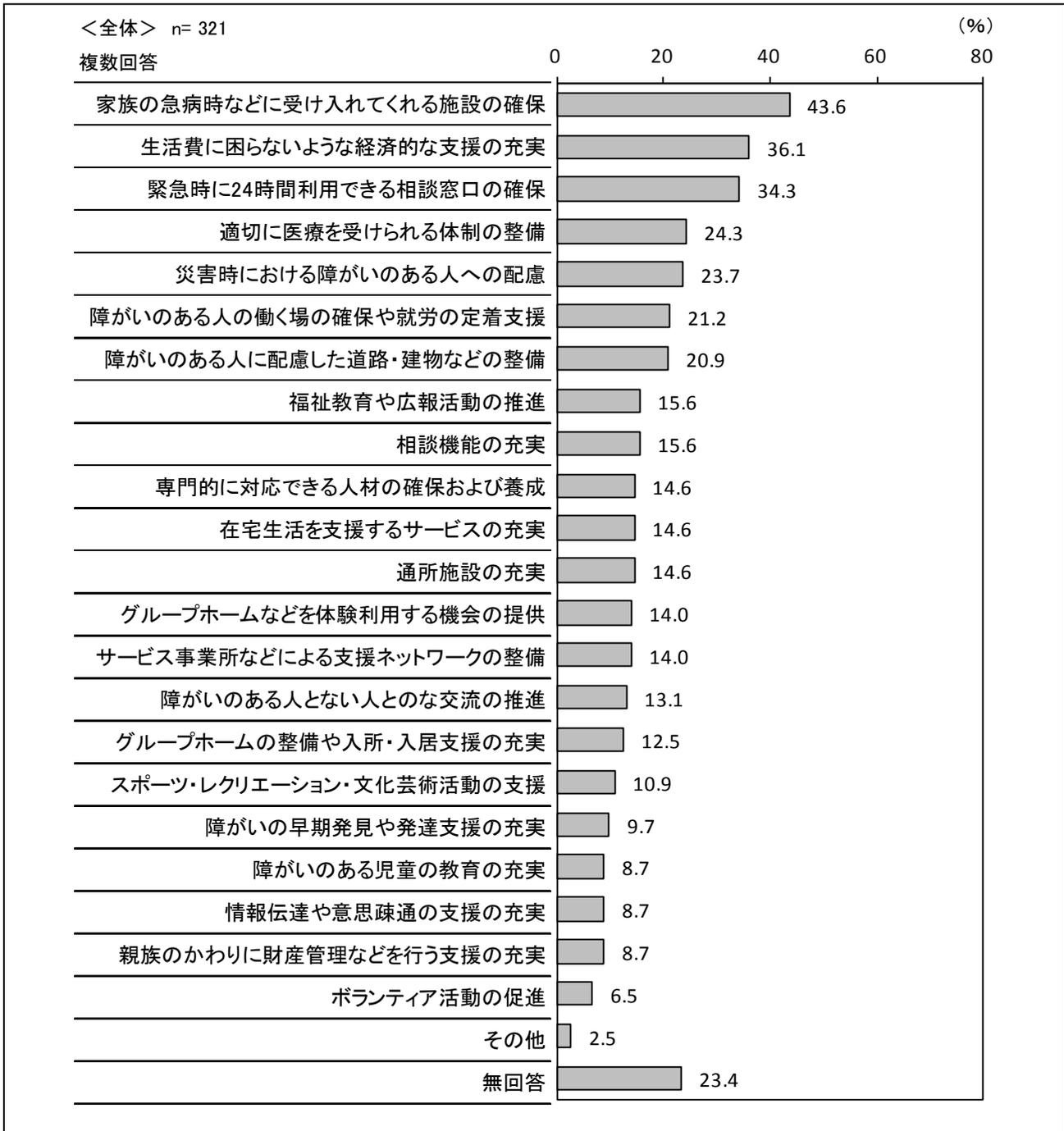
■アンケート (障がい者) 調査：地域の住みやすさおよび住みにくい理由



## (3) 障がいのある人が考える町が力を入れる必要のある取り組み

住みよいまちづくりのために町が特に力を入れる必要のあることは、「家族の急病時などに受け入れてくれる施設の確保（43.6%）」が最も多く、次いで「生活費に困らないような経済的な支援の充実（36.1%）」、「緊急時に24時間利用できる相談窓口の確保（34.3%）」が多くなっています。

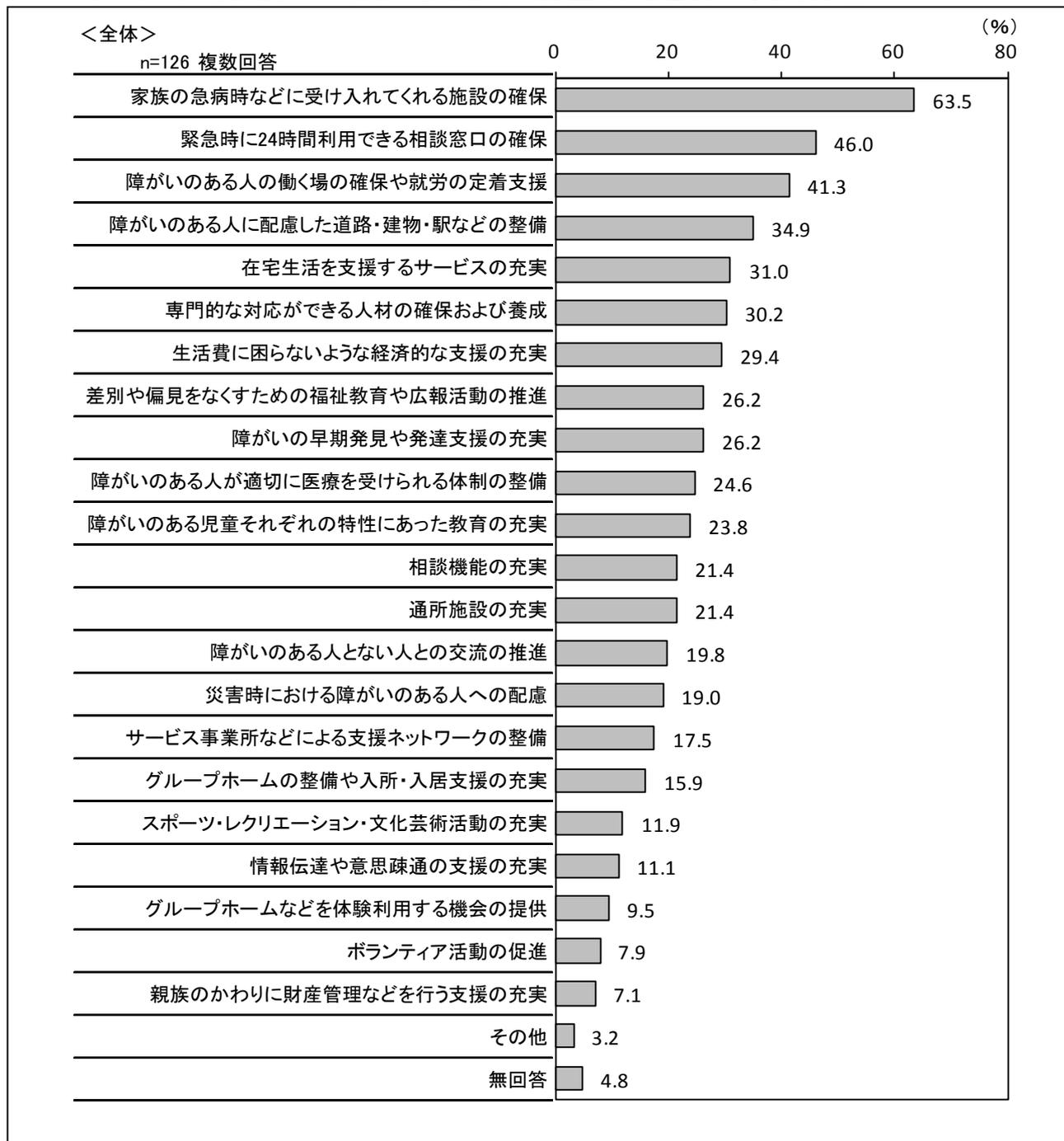
## ■アンケート（障がい者）調査：障がいのある人が考える町が力を入れる必要のある取り組み



(4) 町民が考える町が力を入れる必要のある取り組み

住みよいまちづくりを推進するために必要なことは、「家族の急病時などに受け入れてくれる施設の確保（63.5%）」が最も多く、次いで「緊急時に24時間利用できる相談窓口の確保（46.0%）」、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着支援（41.3%）」となっています。

■アンケート（一般）調査：町民が考える町が力を入れる必要のある取り組み



## 第3章 計画の理念および目標

### 1 計画の基本理念および目指す姿

障がい者施策は、平成28年度に障がい者差別解消法が施行されたことで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現への取り組みがさらに重要となっています。

そのため、本計画では、これまでの障がい者基本計画の基本理念である「ともに支え合うまちづくり」を継承します。

さらに、障がいのある人の意思を尊重し、社会のあらゆる分野の活動に参加でき、希望する地域生活を実現できるように、「誰もが地域の一員として自分らしく暮らせるまち」を本計画の目指す姿として掲げます。

そして、基本理念に基づき、目指す姿を実現できるように、6つの分野の基本目標を設定し、障がい者施策の展開を図ります。

基本理念

ともに支え合う  
まちづくり

●●●●●●●●●●●●●●●● 目指す姿 ●●●●●●●●●●●●●●●●

誰もが地域の一員として  
自分らしく暮らせるまち

## 2 基本目標

### 基本目標1 差別の解消および相互理解の推進

障がいをもととする差別が解消され、障がいがある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し、認め合う共生社会の実現に向けた地域社会の基盤強化に取り組みます。

そのため、障がいをもととする差別の解消に向けた取り組みの普及や権利擁護の取り組みを推進します。

また、障がいのある人も含めた町民一人ひとりが主体的にこうした取り組みに参加するように、福祉教育や広報活動を推進し、障がいや障がいのある人に対して理解を深めるとともに、地域の支え合いの活動やボランティア活動の促進に努めます。

### 基本目標2 地域生活を支えるサービスや相談支援の充実

障がいのある人が、生涯にわたって住みなれた地域で、できる限り希望する地域生活を実現できるように、サービス支援の提供体制の充実を目指します。

そのため、障害福祉サービスや地域支援事業等の福祉サービスの充実を図るとともに、それぞれの状況に応じた、より効果のあるサービスや支援を継続的に受け取ることができるように、相談支援体制の充実を図ります。

また、親亡き後の支援のあり方や、障がいの重度化、重複化、高齢化等への対応等についても、広域での連携も含めた支援体制の充実を図ります。

### 基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実

障がいの予防や早期発見、障がいの重症化等を防ぎ、できる限りすこやかな暮らしを実現できるように、保健・医療の充実を目指します。

そのため、難病患者も含め、障がいのある人が乳幼児期から高齢期にわたって適切な保健・医療サービスが受けられるように、保健・医療・福祉の連携による取り組みの充実に努めます。

また、心の悩みを抱える人や精神に障がいのある人に対しても、早期対応や適切な治療、支援が受けられるように、関係機関と連携した取り組みを推進します。

**基本目標4** ▶ 個性を大切にし、主体性・創造性を育む療育・教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの個性や希望を尊重し、社会の一員として主体性・創造性を発揮し、自己実現を目指した生きがいのある生活が送れるように、療育・教育環境を目指します。

そのため、保護者への支援も含め、成長段階に応じた一貫性のある支援を療育・保育・教育を連携して提供します。

また、共に支え合う社会を築く担い手として、障がいのあるなしに関わらず、ともに学ぶ環境づくりに努めます。

**基本目標5** ▶ 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備

障がいのある人が地域で生活するにあたって遭遇するさまざまな障壁ができる限り解消され、豊かでうるおいのある地域生活を送れるように、生活環境の改善を目指します。

そのため、障がいのある人が安心して自由に社会参加できるよう、バリアフリー化の推進や移動支援の充実、文化・芸術、スポーツ活動などの多様な社会参加の促進、情報アクセシビリティの向上、防犯・防災対策の推進等に努めます。

また、地域社会のさまざまな障壁の解消を率先して取り組む主体として、行政サービスの向上に努めます。

**基本目標6** ▶ 就労の機会拡大の推進と経済的支援

就労の機会拡大や経済的支援により、障がいのある人が地域で自立し、経済的に安定した生活が送れる環境づくりをめざします。

そのため、関係機関との連携のもと、障がいのある人の適性や能力に応じた就労機会の拡大や職場定着支援に努めます。

また、各種制度の周知徹底を図るなど、障がいのある人の経済的生活基盤の強化を支援します。

### 3 施策の体系

〔基本理念  
目指す姿〕

〔基本目標〕

〔取り組みの方向〕

ともに支え合ひまちなびん

【誰もが地域の「員」として自分らしく暮らせるまち】

基本目標 1 差別の解消および相互理解の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 差別の解消の推進</li> <li>2 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進</li> <li>3 地域の福祉力の充実</li> </ol>
基本目標 2 地域生活を支えるサービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活支援基盤の整備</li> <li>2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</li> <li>3 相談体制の充実</li> </ol>
基本目標 3 安心して暮らせる保健・医療の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 早期発見・早期治療体制の整備</li> <li>2 保健・医療・リハビリテーション体制の充実</li> <li>3 精神保健福祉対策の充実</li> </ol>
基本目標 4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 療育環境の充実</li> <li>2 教育環境の充実</li> </ol>
基本目標 5 人にやさしい安心して快適な生活環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進</li> <li>2 行政サービスの向上</li> <li>3 社会参加の促進</li> <li>4 情報アクセシビリティの推進</li> <li>5 安全・安心への配慮</li> </ol>
基本目標 5 就労の機会拡大の推進と経済的支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労への支援</li> <li>2 生活の安定への支援</li> </ol>

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 差別の解消および相互理解の推進

#### 1 差別の解消の推進

##### ● 現状と課題

障がいのある人が、自分の生き方や生活を自由に選択・決定し、その人らしい自立生活を営むためには、人権や個人の尊厳が保障される権利擁護の視点が大切です。

平成28年度に施行された障害者差別解消法においても、障がいのある人の社会参加を支援していくため、社会におけるさまざまな障壁の解消に向けた取り組みを社会全体で推進し、「共生社会」の実現に向けたさらなる取り組みが求められています。

本町では、基本的な人権の尊重を町民全体の目標とした「人権尊重の町宣言」を行っており、また、社会福祉協議会と連携した成年後見制度の周知や利用促進、虐待行為を防ぐための取り組みなどを推進しています。

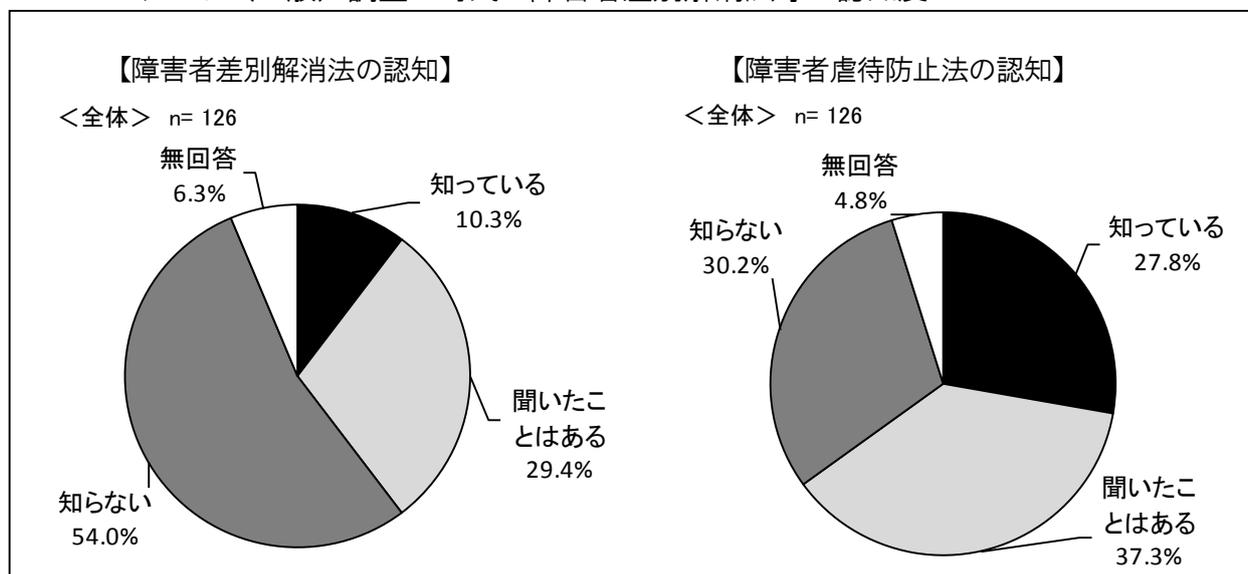
しかし、障がいのある人を取り巻く環境には、未ださまざまな障壁があり、差別や偏見、疎外感を感じる状況が依然としてあるようです。

平成28年度に実施したアンケート調査では、町民の障害者差別解消法の認知度は約1割、障害者虐待防止法については3割弱にとどまり、差別や人権等の問題が十分に認識されていないことが懸念されます。

今後、障がいのある人やその家族の高齢化、核家族化などが進行する中、周囲の理解と協力が不可欠です。

そのため、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、障がいのある人に対する不当な差別の解消や成年後見制度利用支援、虐待防止対策に向けた取り組みなどを一層強化していく必要があります。

##### ■ アンケート（一般）調査：町民の障害者差別解消法等の認知度



● 施策の方向性

障がいのある人が虐待や差別などから守られ、自らの権利を行使しながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現につながっていくように、障害者差別解消法の周知および成年後見制度の推進、虐待の防止に取り組みます。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 障害者差別解消法の浸透	● 社会全体で差別の解消や合理的配慮の提供の取り組みが展開されるように、障害者差別解消法の周知に努めます。特に、福祉や教育、保健、医療等、障がいのある人と接点の多い事業所等への周知徹底に努めます。	健康福祉課
(2) 成年後見制度等の利用促進	● 社会福祉協議会と連携し、意思表示や判断能力が不十分な知的障がいや精神障がいのある人等の権利を擁護するため、成年後見制度の周知および利用促進を図るとともに、市民後見人の育成に努めます。	健康福祉課 [社会福祉協議会 <sup>☑</sup> ]
(3) 虐待の防止・早期発見	● 障害者虐待防止法の周知に努めるなど、虐待に関する町民への正しい理解の普及に努めます。	健康福祉課
	● 関係機関との連携とともに、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせ、障がいのある人に対する虐待防止・早期発見に努めます。	健康福祉課
	● 障がい者虐待に関する相談や通報の受付などの対応の向上に努めるとともに、広域での連携を視野に、障害者虐待防止センターの設置に向けた検討を進めます。	健康福祉課

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は民間団体ですが、地域福祉の推進を担う団体であり、本計画の推進においても重要なため、担当課欄に掲載することとします。

## 2 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進

### ● 現状と課題

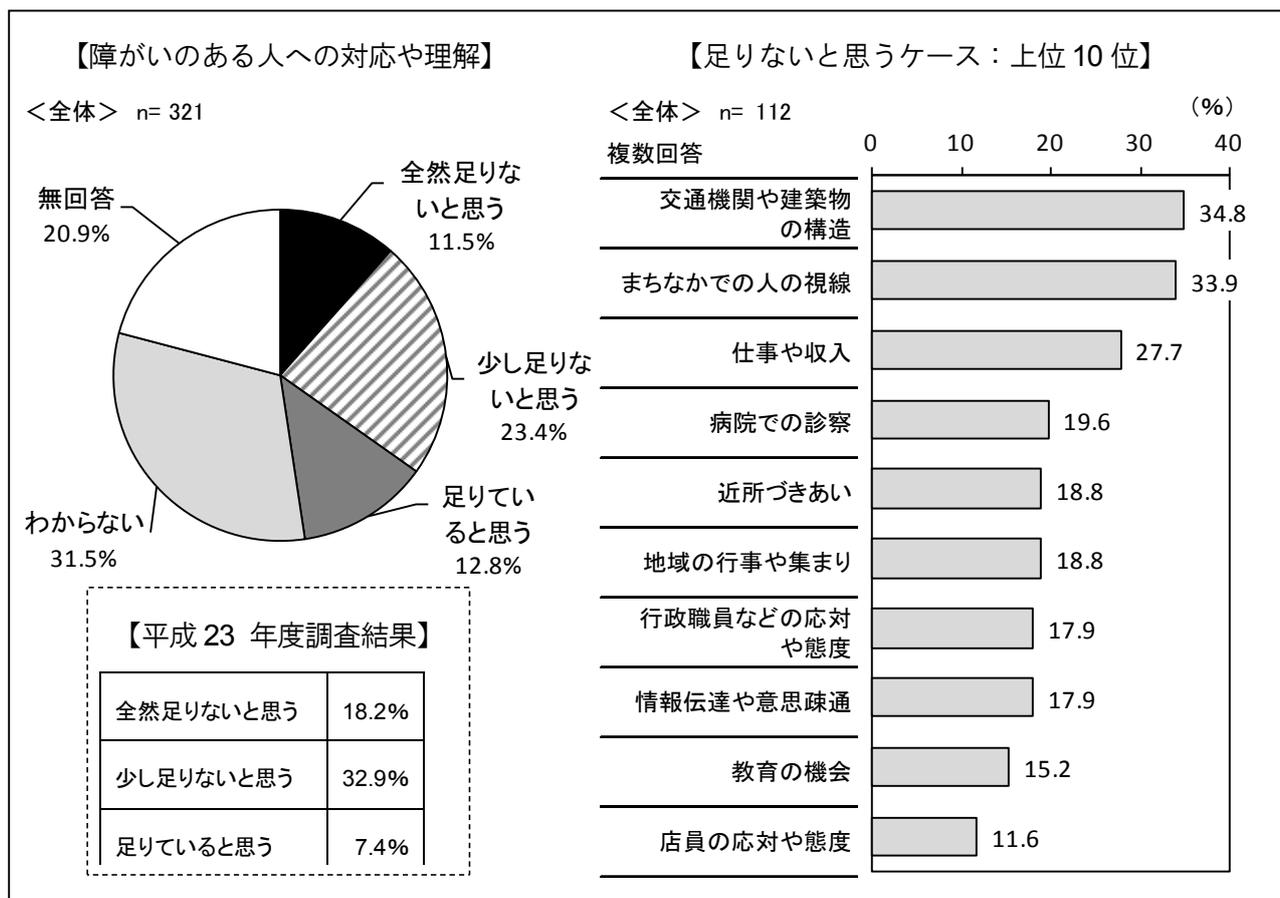
障がいのある人もない人も互いに助け合い、等しく社会の一員として暮らせる社会を築いていくためには、障がいのある人等の困難を自らの問題として認識し、社会参加に積極的に協力、支援していくことが重要です。

本町では、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、「邑多福まつり」や障害者福祉月間中に行われる「福祉パレード」など、さまざまな機会を活用しています。また、障がいのあるなしにかかわらず子どもたちがともに学ぶ環境をつくるため、学校教育との連携や交流機会の充実に努めています。

しかし、平成28年度に実施したアンケート調査では、障がいのある人への対応や理解は、平成23年度の調査よりも向上していますが、依然として対応や理解が足りないと感じている人が多く、今後も継続的に障がいや障がいのある人への理解を深めていく取り組みが必要といえます。

そのため、学校や地域社会、事業所など、あらゆる機会や場面を捉えた広報・啓発活動の充実を図るとともに、福祉教育や交流の場・機会づくりに努めていくことが必要です。

### ■ アンケート（障がい）調査：障がいのある人への対応や理解



● 施策の方向性

広報・啓発活動や福祉教育・交流活動などを通じ、すべての町民に対して、障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 広報・啓発活動の推進	● 障がいや障がいのある人に対する関心が高まり、理解が深まるような特集を組むなど、広報紙やホームページ等の内容の充実を図ります。	企画課
(2) 交流事業の充実	● 「邑多福まつり」や障害者福祉月間中に行われる「福祉パレード」、福祉レクリエーション大会の開催など、各種行事を引き続き実施します。	健康福祉課 [社会福祉協議会]
	● 各種イベント、行事には、障がいのあるなしに関わらず、多くの町民が参加するように、周知活動や参加支援体制の充実を図ります。	健康福祉課
(3) 児童・生徒を対象とした福祉教育の充実	● 中学生のボランティア活動の促進や総合的な学習の時間を利用した福祉教育など、児童・生徒の発達段階等に応じた福祉教育を実施します。	教委・学校教育課
(4) 生涯学習活動等を通じた福祉教育の充実	● 地域住民の交流拡充や支え合い活動につながるように、障がいのある人とボランティアとの参加による障がい者青年学級等の充実を図ります。 ● 各種講座やイベントに障がいのある人が参加しやすくなるように、受け入れ体制の充実に努めます。	教委・生涯学習課

### 3 地域の福祉力の充実

#### ● 現状と課題

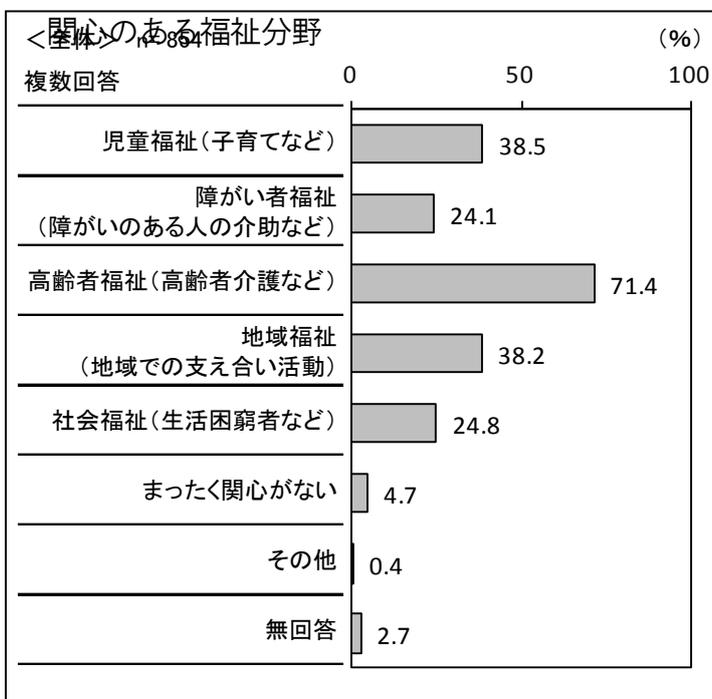
障がいのある人の心豊かで自立した地域生活を支援するためには、公的なサービスだけでなく、地域活動やボランティア活動などのインフォーマルサービスが不可欠です。

本町では、社会福祉協議会と連携し、平成28年度から平成32年度を計画期間とする地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域における助け合い・支え合い活動の推進を図っており、各種地域活動の支援やボランティアの育成、活動支援などに努めています。

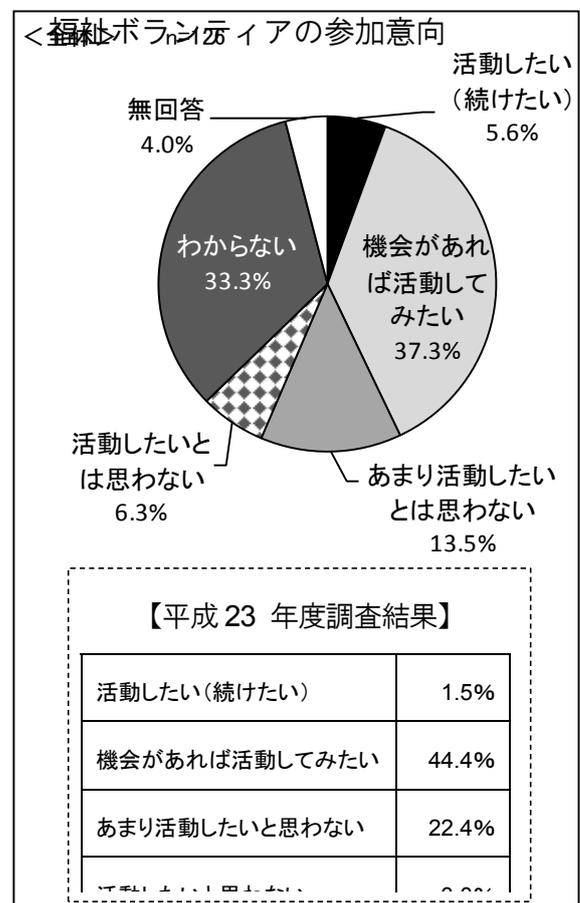
しかし、平成27年度に実施した地域福祉計画策定のためのアンケート調査では、障がい者福祉への関心度は他の福祉分野よりも低い状況です。また、平成28年度に実施したアンケート調査では、福祉関係のボランティア活動への参加意向（4割強）は、平成23年度の調査よりも低下しており、ボランティアの意識啓発や活動に参加しやすい環境づくりなどに努めていく必要があります。

そのため、社会福祉協議会や障害者団体、民生委員・児童委員などと連携しながら、障がい福祉やボランティアに対する関心を高める啓発活動や活動に参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。また、声かけや手助けなど、日常生活の中でできる支え合い・助け合いなども地域に広がっていくように、各種団体と連携した地域福祉活動の展開を図っていくことも大切です。

■地域福祉アンケート調査



■アンケート（一般）調査



● 施策の方向性

地域福祉活動の展開を図る中で、障がい福祉への関心を高め、障がいのある人が多様な支援により、地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 関係機関・団体との連携	● 社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域福祉の推進に貢献する関係機関と会議等を通して意見交換を行うなど、今後も連携した取り組みを推進します。	健康福祉課
(2) 支え合いや助け合いの促進	● 障がいのある人が困っているときに、声をかけるなど、日常生活の中での支え合いや助け合いの促進を図ります。	健康福祉課
(3) ボランティア活動等への参加促進および活動支援	● 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への参加促進および活動支援に努めます。NPO団体についても、活動支援を行います。	健康福祉課 [社会福祉協議会]
	● 障がいのある人へのボランティア活動が充実するように、個別のプログラムの開発等を検討します。	健康福祉課 [社会福祉協議会]

## 基本目標2 地域生活を支えるサービスの充実

### 1 地域生活支援基盤の整備

#### ● 現状と課題

少子高齢化や世帯人数の減少が進む中、障がいのある人の重度化、重複化、高齢化、親亡き後の問題などが深刻化しています。

国においても、こうした状況を踏まえ、平成30年に施行予定の改正障害者総合支援法では、重度の障がいや医療的ケアの必要な障がいのある人への支援など、さまざまな状況にある障がいのある人の地域生活を支援するため、障害福祉サービス等の見直しが行われています。

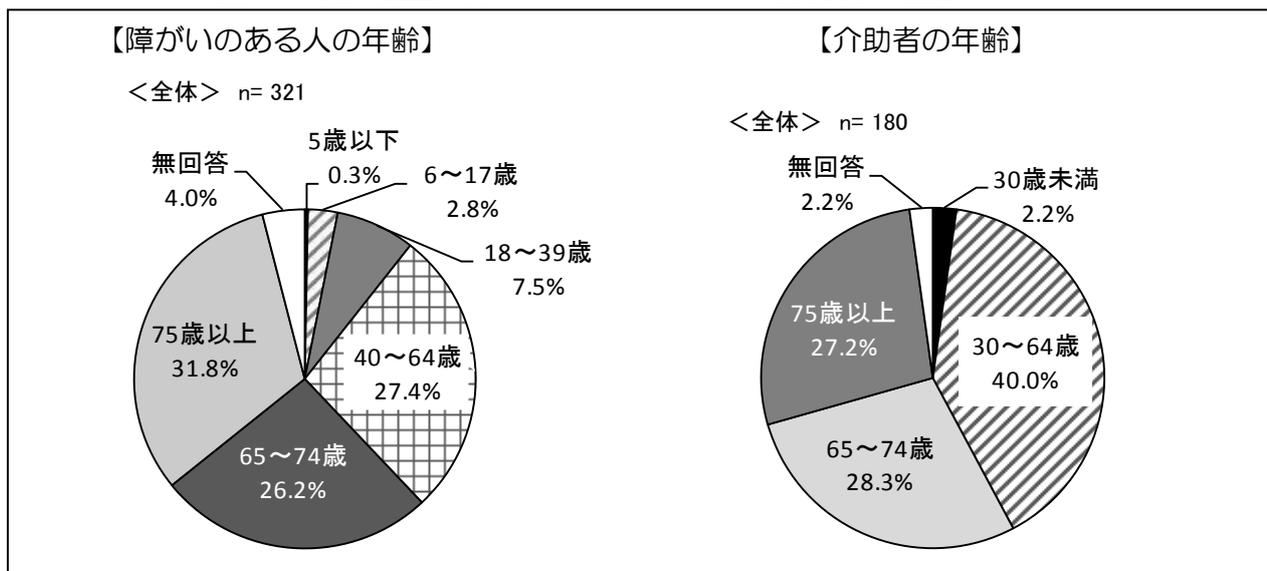
平成28年度のアンケート調査では、障がいのある人や介助者は、65歳以上の高齢者が多数を占めています。また、町に力を入れてほしい施策では、「家族の急病時などに受け入れてくれる施設の確保」のニーズが高く、家族の介護負担の軽減も重要です。

身体障害者手帳の受給者数のデータからも、重度の障がいのある人が増えており、障がいのある人を取り巻く状況は変化している様子がうかがえます。

本町では、障害福祉サービスの円滑な提供に努めていますが、町単独では社会資源に限りがあるため、1市5町<sup>☐</sup>の広域連携により、障がいのある人の地域生活を支援する体制について協議を重ねています。

障害福祉サービス等に対するニーズは増加、多様化しており、障がいの種類や程度により、求める支援も異なるため、さまざまな障がいに配慮しながら、障がいのある人の地域生活の支援体制について、将来を見据えながら検討し、改善を図る必要があります。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：障がいのある人および介助者の年齢



#### ☑ 1市5町について

館林市および邑楽町をはじめとする邑楽郡5町のこととなり、本計画では1市5町として表記します。

● 施策の方向性

地域自立支援協議会と連携し、障害福祉サービスの提供基盤の充実に向けて研究、検討を行います。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 地域生活支援体制の整備	● 各種サービスのニーズを把握しながら、事業者等との連携強化や日中活動の場の充実など、サービス提供体制の充実に努めます。	健康福祉課
	● 安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を周知します。	健康福祉課 [社会福祉協議会]
	● 1市5町の連携により、地域生活支援拠点の整備や相談支援など、効果的、効率的なサービス提供体制の整備に努めます。	健康福祉課
(2) 高齢障がい者への支援体制の整備	● 高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、担当係との連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービス提供に努めます。	健康福祉課
(3) 重度障がいや医療的ケアへの支援環境の整備	● 重度の障がいや医療的ケアが必要な障がいのある人（児童）の支援にあたっては、関係機関と連携を図り、情報の把握に努めながら、県および他市町村の取り組み等を参考にして支援体制の整備に努めます。	健康福祉課

## 2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

### ● 現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、家族などの介助者の負担の軽減も含め、さまざまな形で日常生活上の支援を行うことが必要です。

本町では、障害者総合支援法および邑楽町障害福祉計画にもとづき、障がいのある人の在宅生活を支えるための各種サービスを提供しています。

平成28年度のアンケート調査では、今後のサービスの利用意向は、現状のサービス利用率を大幅に上回っています。障がいの種類や程度により、利用できるサービスは異なりますが、サービスに対するニーズは潜在的に高い様子がうかがえます。

そのため、さまざまな障がいに配慮しながら、障がいのある人自身や介助者が住みなれた地域で自立した生活を継続し、生活の質を高めていけるように、地域における多様な生活のあり方を支援するサービスを提供することが求められています。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：

##### 障害福祉サービス等の利用状況・利用意向（上位15位）

順位	利用したことのあるサービス	%	順位	利用したいサービス	%
1位	特別障害者手当などの各種手当	15.6	1位	特別障害者手当などの各種手当	29.0
2位	福祉医療支給	14.6	2位	電車・バスの運賃割引	28.7
3位	電車・バスの運賃割引	10.9	3位	福祉医療支給	27.4
4位	補装具の交付・修理	10.0	4位	福祉タクシー	26.2
5位	日常生活用具の給付	8.7	5位	居宅介護	21.5
6位	短期入所	6.9	6位	住宅改造費の助成	21.5
7位	紙おむつの支給	6.5	7位	緊急通報システム	21.2
8位	住宅改造費の助成	6.5	8位	短期入所	19.9
9位	日中一時支援事業	6.2	9位	日常生活用具の給付	17.1
10位	自立支援医	5.9	10位	日中一時支援事業	16.2
11位	相談支援事業	5.9	11位	紙おむつの支給	16.2
12位	児童発達支援・放課後等デイサービス	5.6	12位	相談支援事業	15.9
13位	自立訓練	5.6	13位	生活介護	15.3
14位	居宅介護	5.0	14位	施設入所支援	14.6
15位	生活介護	4.7	15位	補装具の交付・修理	14.3

● 施策の方向性

障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法にもとづいた各種障害福祉サービス等の支援の充実を図りながら、障がいのある人や介助者の地域生活を支えます。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 訪問系サービス	● 「居宅介護」をはじめ、「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」について、サービス提供事業者の確保に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。	健康福祉課
(2) 日中活動系サービスの整備	● 「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援」について、町内および太田・館林障害保健福祉圏域内の事業所と連携しながら、各サービスの充実に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。	健康福祉課
(3) 居住系サービスの整備	● 「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」について、町内および太田・館林障害保健福祉圏域内の事業所と連携しながら、各サービスの充実に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。	健康福祉課
(4) その他の障害福祉サービス	● 「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」「自立生活援助」について、各相談支援事業所との連携・調整に努めるとともに、対象者の把握を行い、適切な相談支援の実施に努めます。	健康福祉課
	● 「補装具費の支給」については、制度のさらなる周知徹底を図るとともに、対象者が適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。	健康福祉課
	● 「自立支援医療」については、より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を提供できるよう医療機関との連携に努めます。	健康福祉課

施策名	施策内容	担当課
(5) 地域生活支援事業	● 「障害者相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」などの必須事業について、各サービスの周知・充実を図ります。	健康福祉課
	● 「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」「身体障害者自動車改造費補助事業」などの任意事業について、各サービスの周知・充実を図ります。	健康福祉課

### 3 相談体制の充実

#### ● 現状と課題

障がいのある人やその家族などの介助者が、必要なサービスを選択・決定・利用しながら、地域生活における自立と社会参加を実現していくためには、身近な地域で相談ができ、適切な支援が受けられる相談体制の確立や必要な情報が得られる体制の充実が重要となります。

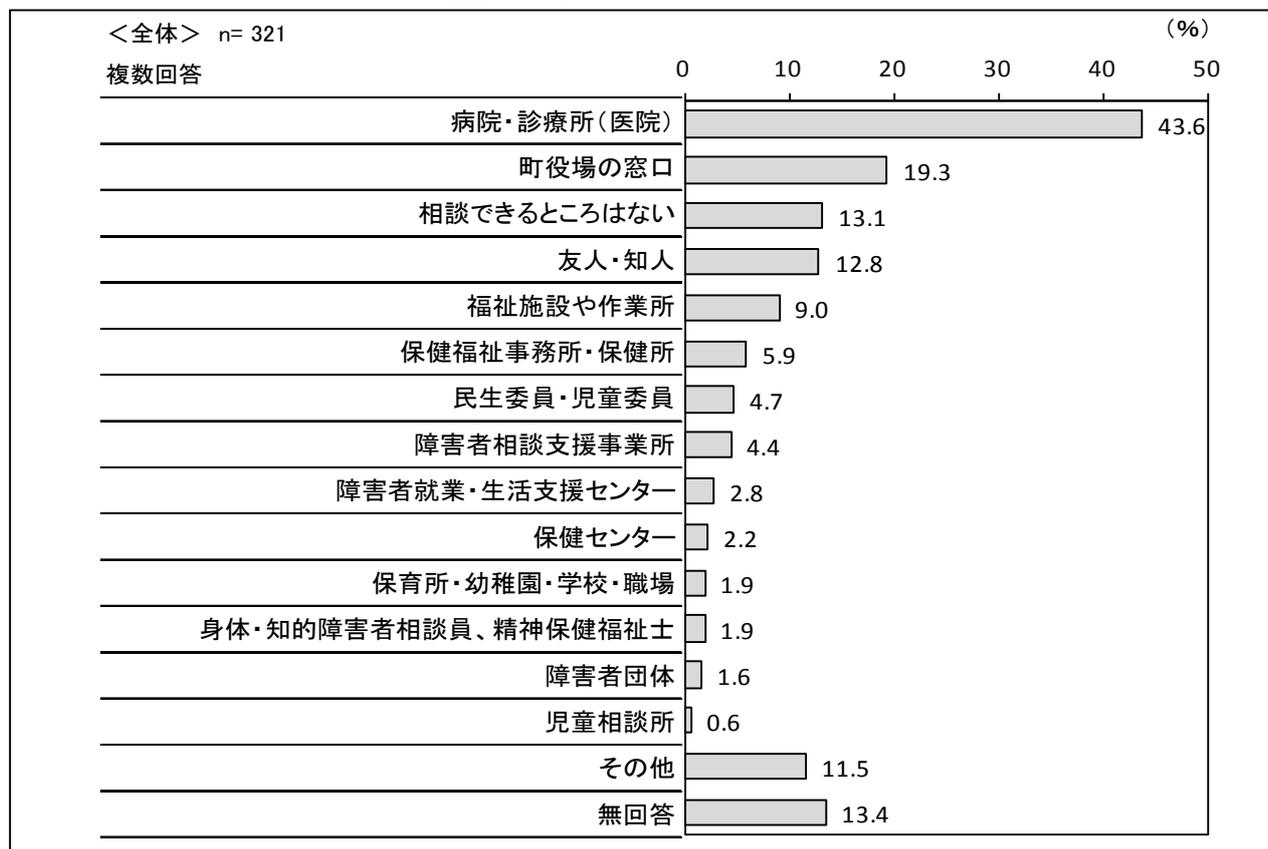
本町では、「障害者相談支援センターほっと」に委託し、障がいのある人や支援者、家族等からの相談に個別対応による支援を行っているほか、地域の身近な相談員として、民生委員・児童委員、身体障害者相談員および知的障害者相談員が活躍しています。

しかし、平成28年度に実施したアンケート調査では、最も多い相談先は「病院・診療所（医院）」となり、その他にもさまざまな相談先がありますが、一方で、1割強が「相談できるところがない」と回答しています。また、町に力を入れてほしい施策として、「緊急時に24時間利用できる相談窓口の確保」のニーズが高くなっています。

相談支援は、福祉制度を利用する際の相談のみでなく、障がい者本人が抱える問題全体を包括的に支援していくための継続的なコーディネートも求められており、保健・医療・福祉などの多様なサービスを総合的・一体的に提供できるようにする障害者ケアマネジメントの充実が期待されています。

そのため、障害者相談支援センターの周知および利用促進を図るとともに、相談業務に携わる職員の資質向上のため、各種研修への参加促進や研修内容の充実を図る必要があります。また、多様化、複雑化するニーズへの対応や継続的な支援を行えるように、関係機関との情報共有やネットワーク体制の整備など包括的な相談支援体制の構築が求められます。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：相談先



● 施策の方向性

相談者の年齢や障がいの種別・程度等、一人ひとりの状況や生活のあり方等に対応した、柔軟で適切な相談支援に努めます。また、適切な助言・指導や専門機関への紹介等が、適切かつ迅速に行えるよう、各種相談機関の連携体制の構築を図ります。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 総合的な相談支援の推進	● 障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら、各種相談機関や相談員等との連携強化を図ります。	健康福祉課
	● 福祉サービスをはじめとする生活全般にわたる総合的な相談支援とともに、権利擁護のために必要な援助やサービス等利用計画の作成が充実するよう、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。	健康福祉課
	● 各相談機関の情報を広く周知し、より相談しやすい環境づくりに努めます。	健康福祉課
	● 1市5町の広域連携により、24時間受付体制の基幹型の障害者相談支援センターの検討を進めるなど、相談支援機能の強化を図ります。	健康福祉課

## 基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実

### 1 早期発見・早期治療体制の整備

#### ● 現状と課題

障がいの発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期から成人期、高齢期などライフステージに応じた障がいの発生予防と早期発見、そして必要な診療や相談・支援につなげていくことが大切です。

本町では、「邑楽町健康増進計画」に基づいて町民の主体的な健康づくり活動を推進しており、各種健康診査の実施や健康相談などを通じて、疾病の予防対策や、早期発見・治療に向け、適切な医療への誘導を図っています。

近年は、全国的に人口の高齢化の影響により、内部障がいなどの身体障がいのある人が増加する傾向にあります。

本町の身体障害者手帳の統計データからも、内部障がいの増加が大きく、今後、高齢化が進む中で、さらなる増加が予想されます。

障がいの早期発見・早期対応は、今後の支援のあり方を左右するものとなるため、生涯を通じた健康意識の普及・啓発、健康増進活動の充実を図るとともに、治療や療育への円滑な移行を進めることが重要となります。

#### ● 施策の方向性

障がいのある人を含むすべての町民が健やかに住みなれた地域で暮らしていけるよう、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、適切な医療への円滑な移行に向けた体制づくりに努めます。

#### ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 健康教育や特定保健指導等の充実	● 生活習慣病等の予防のため、健康教室や特定保健指導を引き続き実施するとともに、より多くの町民が参加するように、事業の周知および内容の充実を図ります。	健康福祉課

施策名	施策内容	担当課
(2) 母子保健相談指導、各種保健指導の充実	● 障がいの発生予防および早期発見のため、妊産婦健診や乳幼児健康診査の周知・啓発に努めるとともに、健診内容の充実を図ります。受診が困難な乳幼児については、訪問などを通じ、発達や疾病の確認ができるよう努めます。	健康福祉課
	● 言語聴覚士によることばの相談や臨床心理士による幼児相談を実施し、発達の遅れや障がいと思われる乳幼児やその保護者へ早期に対応に努めるとともに、関係機関と連携しながら就学前療育の充実を図ります。	健康福祉課
	● 未熟児養育医療制度および福祉医療費支給により、医療費の負担軽減を図ります。	健康福祉課 住民課
(3) 各種健（検）診の充実	● 乳幼児健康診査事業や特定健康診査などの健診事業を引き続き実施し、より多くの町民が参加するように、事業の周知・啓発および受診しやすい体制づくりに取り組みます。また、治療が必要な場合は適切な医療につなげられるよう支援します。	健康福祉課
(4) 健康づくりへの意識啓発	● 広報誌や各種講座等を通して、健康づくりへの意識の高揚や啓発を促進します。	健康福祉課
(5) 障がいのある人への配慮	● 健康づくりに関する情報提供や、健康教室や各種健（検）診等の実施にあたっては、障がいのある人への配慮を行います。	健康福祉課

## 2 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

### ● 現状と課題

障がいのある人やその介助者にとって、健康を維持することは日常生活を送る上でもっとも大切なことです。

本町では、町内外の関係機関と連携しながら、太田・館林保健医療圏域の地域リハビリテーションセンターや県内外のリハビリテーション施設、病院でのリハビリテーション機関、また、介護保険施設等でもリハビリテーションのサービスを提供しています。

しかし、平成28年度に実施したアンケート調査によると、現在の生活で困っていることについて、「自分の病気や障がいのこと」をあげる人が多く、健康や障がいの状況などについての関心が高い様子がうかがえます。また、町に取り組んでほしい施策については「障がいのある人が適切に医療を受けられる体制の整備」への要望も高くなっています。

障がいのある人にとって、医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立を促進するうえで必要不可欠です。

そのため、障がいの重複化や重度化の予防、障がいのある人の社会復帰などに向け、適切な保健・医療支援が受けられるように、県や近隣市町の医療機関、医師会等の関係機関との密接な連携を図ることが重要です。

### ● 施策の方向性

障がい程度の軽減や二次障がいの予防により自立した地域生活を促進するため、障がいの特性に応じた適切な医療やリハビリテーションが提供できるように、関係機関と連携しながら地域医療の充実を図ります。

### ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 障がい者医療の充実	● 医師会や町内医療機関等と連携し、地域医療体制の強化を図ります。	健康福祉課
	● 県や医師会などの関係機関と連携して、障がいのある人が安心して医療機関を利用できるような環境づくりについて検討します。	健康福祉課
	● 障がいの特性にあった適切な医療が受けられるよう、専門病棟やリハビリテーションなどの広域的な医療サービスの情報提供に努めます。	健康福祉課

施策名	施策内容	担当課
(2) 医療費の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度心身障害者（児）等の医療費助成や、自立支援医療により、医療費の負担軽減を図ります。</li> </ul>	健康福祉課
(3) 地域リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健・福祉・医療の連携を図り、県の指導のもと、地域リハビリテーションの充実に努めます。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太田・館林障害保健医療圏域の地域リハビリテーション広域支援センターの周知・普及を図ります。</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉課
(4) 難病患者の支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所等の専門機関との連携や指導を求めながら、難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図る取り組みを検討します。</li> </ul>	健康福祉課

### 3 精神保健福祉対策の充実

#### ● 現状と課題

精神障がいのある人などに対する支援は、医療的ケアと福祉的ケアの両面から支援する環境を整備していく必要があります。

本町においても、精神疾患に関する知識の普及や啓発、相談支援体制の充実に努めていますが、平成28年度に実施したアンケート調査では、障がいのある人への対応や理解について、精神障がいのある人は理解が足りないと感じている人が多くいます。

また、近年は、若い世代のうつやひきこもり、高齢社会に伴い認知症の問題等こころの悩みを抱える人も増加する傾向にあります。

そのため、精神障がいのある人が安心して地域生活を送り、社会復帰ができるように、町民の精神疾患に関する理解を深めていくとともに、各世代の課題に踏まえた、心の病気の予防・啓発活動を推進していく必要があります。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：障がいのある人への対応や理解

〈障がい種別〉		（％）					
		全然足りないと思う	少し足りないと思う	足りていると思う	わからない	無回答	
全体	n= 321	11.5	23.4	12.8	31.5	20.9	
所持手帳の種類	身体障害者手帳	n= 244	7.8	23.8	13.9	33.2	21.3
	療育手帳	n= 33	24.2	21.2	3.0	27.3	24.2
	精神障害者保健福祉手帳	n= 30	30.0	26.7	20.0	13.3	10.0
	難病患者の医療受給者証	n= 15	13.3	20.0	13.3	33.3	20.0

#### ● 施策の方向性

精神保健に関する普及・啓発活動や相談支援を推進するなど、心の病気の予防・啓発を図ります。また、精神障がいのある人が安心して、地域生活に移行し、社会復帰できるよう、医療的ケアと福祉的ケアの両面からの支援に努めます。

#### ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1)精神疾患に関する普及・啓発の推進	● 精神障がいのある人に対する正しい理解と社会参加を促進するため、広報誌や講演会などによる啓発を行います。	健康福祉課

施策名	施策内容	担当課
(2) 相談支援の充実	● 相談支援事業所の相談支援専門員などによる相談支援や福祉サービスの情報提供体制の充実を図ります。	健康福祉課
	● 精神障がいのある人が地域で暮らしていくことができるように、医療機関や家族会等との連携に努めます。	健康福祉課
(3) こころの健康づくりの促進	● 心の健康づくりに関する理解が深まるよう、講演会の開催や地区組織へ働きかけるなど、啓発活動を継続します。	健康福祉課
	● 精神科医によるこころの健康相談の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。保健福祉事務所が実施するストレス・こころの相談についても周知に努めます。	健康福祉課
	● 心に不安をもつ児童・生徒が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。	教育・学校教育課
	● 自殺対策基本法に基づき、自殺予防の取り組みを推進します。 ● 自殺予防講演会の開催や相談体制の充実、ゲートキーパー <sup>※3</sup> の養成、関係課と連携した取り組みにより、自殺予防対策を推進します。	健康福祉課

### 3※ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

## 基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実

### 1 療育環境の充実

#### ● 現状と課題

障がいのある子どもに対する早期の段階での教育的対応は、乳幼児期の健やかな発達を促し、障がいの軽減を図るために重要です。

本町では、保育園や幼稚園において障がいのある子どもの受け入れや、巡回支援専門員を配置し、保育現場等の巡回を行うなど、障がいのある子どもの療育・保育の充実に努めています。

しかし、障がいのある子どもがいる家族等は、さまざまな不安や心配を抱えていることが多く、こうした状況が積み重なることは、虐待等につながるおそれもあります。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりの個性や特性を生かしながら将来の自立を見据えて、適切な発育・発達支援が受けられるように、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、関係機関と連携し、療育相談支援の充実を図る必要があります。

#### ● 施策の方向性

障がいのある子どもが適切な発育・発達支援を受けられるように、関係機関との連携を強化し、障がいや発達の遅れの早期発見や早期療育、相談体制の強化等に努めます。

## ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 保育内容の充実	● 障がいのある子どもの心身の発達や、子どもの障がいに対する理解促進を目的に、保育園等での円滑な受け入れを推進します。	子ども支援課
	● 保育士等職員の資質向上を促すとともに、人員の適正配置を進めます。	子ども支援課
	● 保育園や幼稚園等に巡回支援専門員を巡回させ、職員や保護者等への適切な助言や指導を行います。	子ども支援課 健康福祉課
(2) 療育内容の充実	● 教育・福祉・保健・医療をはじめとする関係機関と連携し、個人情報に配慮しながら支援情報の共有を図り、ライフステージの移行期に引き継がれる仕組みの構築に努めます。	子ども支援課 健康福祉課 学校教育課
	● 発達障がいのある子どもの身近な療育の場として、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実に努めます。	健康福祉課
	● 障がいのある児童・生徒の放課後対策として、サービス等利用計画をもとに療育を引き続き実施します。	健康福祉課

## 2 教育環境の充実

### ● 現状と課題

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行っていくことが大切です。

また、共生社会の実現を目指すうえで、障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもが共に学ぶことができるインクルーシブ教育システム構築も、これからの社会を築く上で重要となります。

本町では、児童・生徒本人や家族の希望、障がいに応じた教育を進めるため、特別支援学級を設置するとともに、教育・福祉・保健・医療分野が定期的に情報交換を行い、就学相談の実施や、一人ひとりの適性やニーズに合わせたきめ細かな教育の充実に努めています。

近年は全国的に特別支援学級のニーズが増加する傾向にあり、また、児童期は、年齢によって関わる機関が変化し、保護者等のニーズと子ども自身のニーズが混在することもあります。

そのため、障がいのある児童・生徒の学習ニーズに対応できる体制の整備を図るとともに、発達課題に応じた支援が継続されるように、ライフステージのつながりを重視した療育や教育支援をトータルに提供していく必要があります。

### ● 施策の方向性

児童・生徒一人ひとりの異なる資質や特性を踏まえ、切れ目のない一貫性のある支援が行えるように教育・福祉・保健・医療分野の関係機関の連携強化に努めます。また、インクルーシブ教育システムを見据えた体制整備を図ります。

## ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 特別支援教育の充実	● 教育・福祉・保健・医療等の各分野が定期的に情報交換を行い、適切な指導および必要な支援に努めます。	教委・学校教育課
	● 特別支援学級を必要とする児童の実態について、保育園や幼稚園などからの情報収集や保護者のニーズの把握に努めます。	教委・学校教育課
	● 障がいのある児童・生徒の教育（特別支援教育）担当教員の専門知識や技術を高め、指導力および資質の向上を図ります。	教委・学校教育課
	● 障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるように、指導計画、支援計画を作成し、就学指導を実施します。	教委・学校教育課
	● 障がいのある児童・生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、衛生面や安全面など、引き続き学校の施設および設備の充実に努めます。	教委・学校教育課
(2) インクルーシブ教育システムの構築	● 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が拡充するように、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、受け入れ体制の充実や教育環境の整備を図ります。	教委・学校教育課

## 基本目標5 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備

### 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### ● 現状と課題

障がいのある人を含め、すべての人にとって住みよい地域づくりを進めるために、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」にもとづき、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりを総合的・計画的に推進することが大切です。

本町では、歩道の段差解消や拡幅整備、歩行者空間の確保等の事業を進めており、公共施設についても、障がいのある人を含むすべての人が安全かつ快適に利用することができる環境の整備に努めています。

障害者差別解消法ではバリアフリーの一層の推進が求められていますが、障がいのある人が感じるバリアはさまざまであり、障がいの種類や程度により、感じるバリアも異なります。

しかし、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進は障がいのある人の社会参加にもつながるため、障がいのある人の声を生かしたまちづくりを推進する必要があります。

また、バリアフリーやユニバーサルデザインが社会全体に普及するように、町民への周知・啓発を行う必要があります。

#### ● 施策の方向性

障がいのある人の社会参加を支援し、安心して快適な生活環境を整備するため、道路や公共施設等のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

## ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 公共施設等の改善	● 町が所有、管理する施設や道路等については、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、順次、整備、改善を行い、すべての町民が利用しやすい環境づくりに努めます。	健康福祉課 総務課 教委・生涯学習課 都市建設課
	● バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨や、公共施設等の利用マナーに関する周知に努めます。	健康福祉課
(2) 居住の場の充実	● 障がいのある人の居住の場を充実するため、公営住宅や民間賃貸住宅への入居支援策等について関係課と連携して検討を行います。	都市建設課 健康福祉課
	● 高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。	健康福祉課
	● 在宅での生活が困難な人には、グループホームや施設等への入所支援に努めます。	健康福祉課

## 2 行政サービスの向上

### ● 現状と課題

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいのある人の差別解消に率先して取り組む主体として、行政サービスの改善を図ることは重要です。

本町では、障がいのある人や家族等の意見を福祉施策に反映するため、アンケート調査の実施や計画策定委員会の参加要請を行っています。

しかし、障がいのある人の意見を聴く場、機会は限られているため、福祉分野にとどまらず、まちづくり全体に障がいのある人の意見が反映するよう取り組んでいく必要があります。

また、本町では、行政サービスの向上に向けて職員研修などを行っていますが、障がいのある人への理解を深めたり対応改善を図るための研修などは、充分とは言えない状況があります。

そのため、研修などを通じた職員の意識向上や行政サービスの改善に向けて取り組んでいく必要があります。

### ● 施策の方向性

障がいのある人に配慮ある行政サービスの改善を図ることは、町民全体へのサービス向上につながるため、職員の意識向上や障がいのある人の意見をきく機会の充実に努めます。

### ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) サービス提供体制の向上	● 町職員および委託事業者の職員等に対して、障害者差別解消法の周知徹底を図るとともに、障がいのある人の人権や障がい特性に応じた対応の仕方などに関する研修等の実施に努めます。	健康福祉課 総務課
	● サービス等の利用など各種手続きにあたって、関連する担当課が連携して情報を共有し、利用者の負担軽減を図ったり、コミュニケーションがとりやすい環境改善を図ったりするなど、行政サービスの向上に努めます。	健康福祉課 総務課
(2) 障がいのある人の意見を反映する仕組みづくり	● 障がいのある人への合理的な配慮がまちづくりにおいて反映されるよう、アンケート調査や各種審議会等への参加促進に努めます。	各課
(3) 選挙における配慮	● 障がいのある人が自らの意思に基づき投票できるように、候補者情報の提供や投票所における環境整備に努めます。	選挙管理委員会

### 3 社会参加の促進

#### ● 現状と課題

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、地域活動などを通じて社会参加を図ることは、生きがいづくりや生活の質の向上にもつながります。

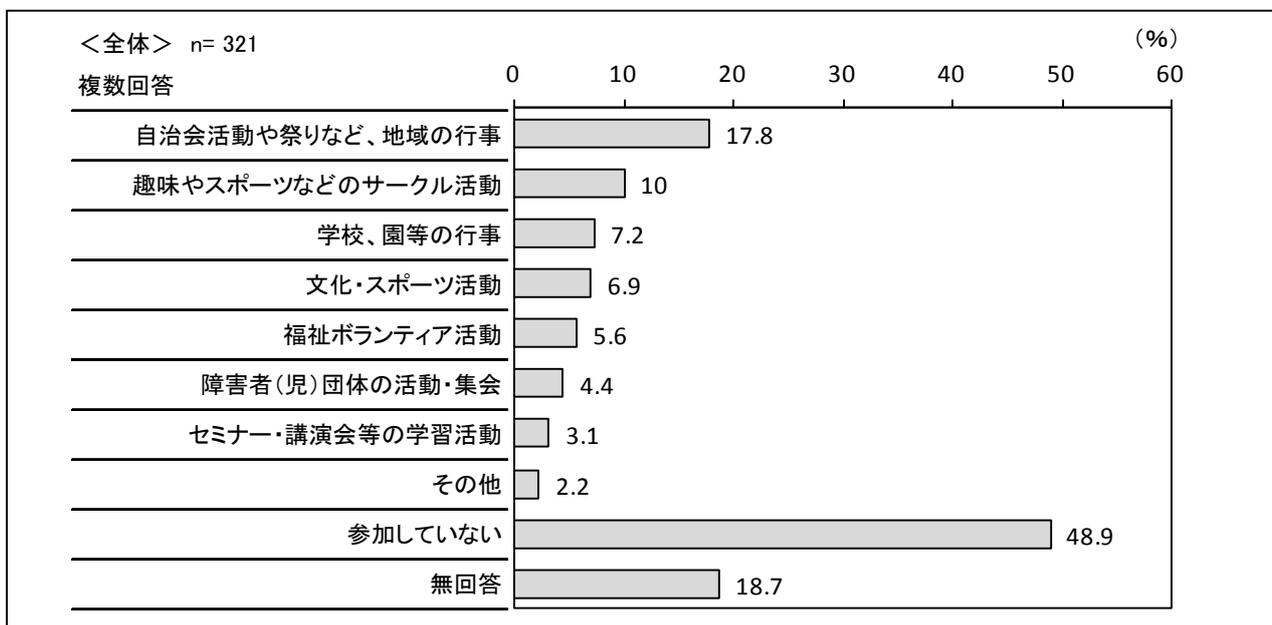
本町では、県や町が開催する障害者スポーツ大会への参加支援や、町内の福祉施設の利用者の作品を図書館に展示するなど、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の支援を行っています。また、そのような社会参加を支えるため、各種イベント等への手話通訳者を派遣するなど、参加への支援にも努めています。

しかし、平成28年度に実施したアンケート調査では、半数近くが地域の行事や活動には参加したことがないと回答しています。

障がいのある人が活動範囲を広げ、多くの人とふれ合い、交流ができるよう、また、潜在的な能力開発につながるように、関係機関との連携を図りながら、参加できる場や機会の充実を図ることが大切です。

そのためには、各種活動を支援、指導する人材の確保や活動の場の整備とあわせて、障がいのある人が自由にかつ安全に移動できるように、障がいの特性を踏まえた外出や移動を支援するサービスの充実など、参加しやすい環境づくりを進めていくことが大切です。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：1年間に参加した地域行事・活動



#### ● 施策の方向性

スポーツ・レクリエーション活動および文化活動の支援や、各種行事やイベントへの参加など、障がいのある人が多様な活動に参加しやすくなるように、各種活動の支援体制の充実や安全かつ自由に移動できる環境づくりなどに努めます。

## ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 障害者スポーツ・レクリエーション活動の充実	● 障がいのある人の健康保持・増進を図るため、関係各課と連携し、障がいのある人向けの運動教室や2020年の東京パラリンピックの開催と関連づけた事業などについて検討します。	健康福祉課 教委・生涯学習課
	● 障がいのある人が楽しみながらスポーツ活動を通じて多くの人と交流できるように、障害者スポーツ大会等の周知や参加の支援を行います。	健康福祉課
(2) 文化活動の充実	● 学習ニーズの把握に努めるとともに、障がい特性に応じた学習内容や支援の在り方などを検討し、学習機会の提供に努めます。	健康福祉課 教委・生涯学習課
	● 障がいのある人が創作した作品や活動成果の発表機会が充実するように、活動情報の把握や活動支援に努めます。また、多くの町民が来場するように町民への周知に努めます。	健康福祉課 教委・生涯学習課
	● 公民館等において開催するコンサートなどのイベントへの招待を継続して実施します。	教委・生涯学習課
(3) 多様な活動への参加支援体制の整備	● 障がいのある人が安全に安心して活動に参加できるように、指導者や支援者の確保・育成や、公共のスポーツ、文化施設等の整備に努めます。	健康福祉課 教委・生涯学習課
(4) 移動支援の充実	● 一人ひとりの障がいの状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成講座の参加促進等を行い、資質向上に努めます。	健康福祉課
	● 移動にかかる経済的負担の軽減につながるように、タクシー券の交付やバス・鉄道等の運賃割引制度、有料道路の割引等の周知に努めます。	健康福祉課
	● 介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業を展開するなかで、外出・移動支援について、社会福祉協議会と協力しながら調査研究を行います。また、町内全体を結ぶ循環バスネットワークについて検討します。	健康福祉課 [社会福祉協議会] 企画課

## 4 情報アクセシビリティの推進

### ● 現状と課題

情報の入手や人と意思疎通を図ることが困難であることは、地域で自立した日常生活を送るうえで支障を及ぼす要因となりますが、情報入手や意思疎通に関する理解や支援が充実することで、障がいのある人の社会参加への可能性が高まることが期待できます。

本町では、ボランティアの協力により、広報紙を朗読した録音テープを視覚障がいのある希望者に無料で配布したり、手話通訳者の派遣などを行っています。しかし、手話通訳者の派遣などは、緊急の依頼に対応できない場合もあります。

見る・聴く・話す・読む・書くなどの行為は、障がいの種類や程度により困難となる状況も異なるため、情報の入手方法やコミュニケーションの方法も異なります。平成28年度に実施したアンケート調査でも、情報の入手先は障がいにより異なる様子がうかがえます。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、また、意思疎通等を支援する手段は障がいにより多様であることを踏まえ、障がいのある人とない人とのコミュニケーションが広がるように、多様な方法を検討していく必要があります。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：福祉情報の入手先

順位	身体障害者手帳(n=244)	%	順位	療育手帳(n=33)	%
1位	広報「おうら」	32.4	1位	町役場の窓口	24.2
2位	病院・診療所(医院)	29.5	2位	広報「おうら」	21.2
3位	町役場の窓口	24.2	2位	テレビ・ラジオ・新聞	21.2
順位	精神障害者保健福祉手帳(n=30)	%	順位	難病患者の医療受給者証(n=15)	%
1位	病院・診療所(医院)	36.7	1位	病院・診療所(医院)	60.0
2位	インターネット	30.0	2位	町役場の窓口	46.7
3位	町役場の窓口	23.3	3位	広報「おうら」	33.3

### ● 施策の方向性

広報紙やホームページなど、障がいのある人が利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、障がいのある人とない人とのコミュニケーションが広がるように意思疎通支援の充実に努めます。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 手話通訳者や点字・音声訳ボランティアの派遣	● 社会福祉協議会と連携し、町内在住の手話通訳者の育成、確保に努めるとともに、県コミュニケーションプラザとの連携を図り、緊急依頼への対応に努めます。	健康福祉課
	● 大泉町および千代田町との3町合同企画での手話通訳者や点字・音声訳ボランティアの養成講座を開催するとともに、内容の充実に努めます。また、手話は言語の一つであるという考え方の啓発を行います。	[社会福祉協議会]
	● ボランティアによる広報紙の音訳テープの作成および配布活動の支援を継続するとともに、より多くの人に声の広報が届けられるよう、作成方法や体制、配布の方法などを検討し、一層の充実に努めます。	企画課 健康福祉課
(2) 新たな意思疎通支援、意思決定支援	● 意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、自己選択、自己決定に基づいた支援に努めるため、多様な支援のあり方について検討します。	健康福祉課
(3) 情報を利用しやすい環境づくり	● 障がいの特性に配慮したホームページ等における情報アクセシビリティの向上に努めます。	企画課
	● 広報紙、パンフレット、ガイドブック等について、録音テープの作成、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈付けなど、さまざまな障がいに配慮した情報提供を行います。また、社会の変化に即したICT <sup>4</sup> 機器の給付など、情報機器について調査研究を行います。	健康福祉課 企画課
	● 社会参加や福祉サービス、安全・安心に関する情報など、年齢や障がいの特性やニーズを踏まえた情報の発信に努めます。また、情報の提供漏れが生じないように、関係課および関係機関との連携強化に努めます。	各課

4※ ICT (Information and Communication Technology)

情報通信記述。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションが実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したものです。

## 5 安全・安心への配慮

### 現状と課題

東日本大震災や熊本地震などの大規模災害が発生し、障がいのある人が犠牲となるケースも少なくありません。障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、犯罪や事故に巻き込まれないような防犯対策・交通事故対策を積極的に推進することが重要となります。

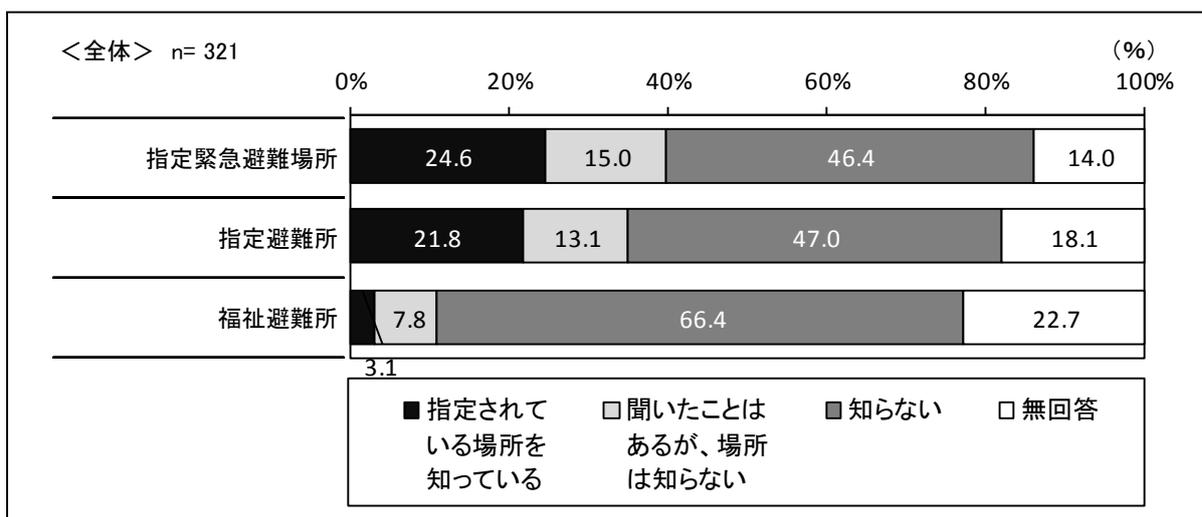
本町では、防災ポスターやチラシなどの掲示や配布などにより、防災意識の高揚を図るほか、福祉避難所の指定や、邑楽消防署との連携によるAEDや応急手当などの講習を行っています。また、道路環境の向上や交通安全啓発活動など、交通安全を守る取り組みを進めるとともに、警察、地域及び関係団体による防犯パトロールや広報等による防犯意識の啓発に取り組んでいます。

しかし、平成28年度に実施したアンケート調査によると、指定避難所等の認知は十分とは言えず、福祉避難所については「指定されている場所を知っている」人は僅かであり、各避難所の役割や場所などについて周知徹底を図る必要があります。

災害時の避難に不安を感じている障がいのある人も多いため、避難行動要支援者名簿登録制度の周知や障がいのある人の防災訓練への参加促進、避難所の整備や運営方針の検討などを進めていく必要があります。

そのため、障がいのある人が安全に安心して地域で生活していけるように、地域住民との連携のもと、災害や犯罪、事故等による被害を未然に防ぐ基盤づくりを推進することが必要です。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：指定避難所等の認知



### 施策の方向性

東日本大震災や熊本地震などの災害事例を検証し、障がいのある人の意見を踏まえ、災害対策の強化に取り組みます。また、犯罪や事故等の危険から守り、被害を最小限にするための体制整備を進めます。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 地域防災力の向上	● 広報やポスター、チラシ等のさまざまな媒体を活用し、各家庭での防災意識の向上を図ります。	安全安心課
	● 障がいのある人や高齢者、妊婦、乳幼児等の要配慮者の防災訓練への参加促進を図ります。	安全安心課
	● 自主防災組織等の関係機関・団体との連携強化や防災訓練の実施促進等に努め、地域の防災力の向上に努めます。	安全安心課
	● 避難行動要支援者名簿登録制度を周知するとともに、名簿情報に基づき効果的な避難が行えるよう、自主防災組織や関係機関と検討します。	安全安心課 健康福祉課
	● 災害情報や避難に関する情報等が確実に伝わるように、障がい特性に配慮した情報の伝達に努めます。	安全安心課
	● 既存の福祉避難所の機能充実および新たな福祉避難所の設置を検討するとともに、指定避難所や自宅避難生活をおくる障がいのある人への支援体制の充実に努めます。	安全安心課 健康福祉課
(2) 防犯活動の推進	● 警察や関係機関・団体等と連携し、日常的な防犯パトロール等の防犯活動を推進します。	安全安心課
	● 障がいのある人や高齢者、女性等を犯罪から守るため、防犯に関する講習会や指導を推進します。	安全安心課
	● 防犯講座や広報活動を充実し、町民の防犯意識の啓発に努め、自主的な防犯活動の促進を図ります。	安全安心課
(3) 交通安全対策の充実	● 警察や交通安全関係団体と連携し、障がいのある人を含む町民の交通安全意識の普及高揚を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全運動を推進します。	安全安心課

## 基本目標6 就労機会の拡大推進と経済的支援

### 1 就労への支援

#### ● 現状と課題

就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにもつながります。

国においても、障がいのある人の就労を重視しており、平成30年に施行予定の改正障害者総合支援法では就労定着支援サービスを創設し、障害者雇用促進法についても法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を含めるなど、障がいのある人の就業促進への取り組みが一層重要となっています。

本町では、障害者就業・生活支援センターをはじめ、館林公共職業安定所（ハローワーク）、保健福祉事務所などの関係機関との連携のもと、県で実施している職業能力開発に関する事業についての相談や周知を図るとともに、障害者就職面接会への障がいのある人の参加促進や障害者雇用促進会の町内企業への案内等に努めています。また、就労支援ワーカーやジョブコーチと連携し、就労および定着化、雇用の拡大にも取り組んでいます。

しかし、障がいのある人を受け入れる企業は限られているため、企業側の視点に立った障がい者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けて取り組む必要があります。

また、平成28年度に実施したアンケート調査によると、就労している人のなかには、収入や通勤など、さまざまな不安や不満を感じている様子が見られます。就職後に発生する悩みや不安、不満などを一人で抱え込むことのないように、支援体制の整備を図ることも重要です。

さらに、所得を得るための働く場の確保といった就労支援だけでなく、日中活動として働く場を確保するなど、障がいの程度や状況に応じた働く場の確保といった観点からも就労支援をしていく必要があります。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：現在の仕事の不満・困りごと

順位	就労している人(n=70)	%
1位	収入が少ない	32.9
2位	通勤が大変である	14.3
3位	就労に伴い生じる生活リズム、体調管理などが難しい	11.4
4位	まわりの人たちの理解が得られない	8.6
5位	雇用形態が不安定	5.7

● 施策の方向性

一般就労、福祉的就労にかかわらず、一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事をもち、継続できるよう福祉や労働の関係機関と連携し、機会の充実に努めます。

● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 障がいのある人の雇用に関する啓発	● 広報紙やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間」(毎年9月)や全国障害者技能協議大会(アビリンピック)などの周知に継続的に取り組みます。	商工振興課 健康福祉課
	● 障害者雇用率制度や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの情報収集に努めるとともに、さまざまな機会を通じて事業主への周知に努めます。	商工振興課 健康福祉課
(2) 就労支援体制の充実	● 障害者就業・生活支援センターをはじめ、公共職業安定所、就労支援ワーカー、ジョブコーチなどの関係機関の連携による就労支援体制の充実に努めます。	商工振興課 健康福祉課
	● 一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に対して、就労の機会の提供や、就労に必要な知識・能力の向上のため、障害者総合支援法による訓練系サービスの充実に努めます。	商工振興課 健康福祉課
(3) 就労定着支援体制の整備	● 障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関の連携により、就労定着支援体制の整備を図ります。	商工振興課 健康福祉課
(4) 福祉的就労の充実	● 障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場(日中活動の場)を確保できるよう、地域活動支援センター等との連携強化、支援を図ります。	健康福祉課
(5) 公共機関における雇用拡大の推進	● 町役場等の公共機関において、障がいのある人の雇用を推進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。	総務課
	● 工賃水準が向上するよう、町が取り組む事業について、町内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等への委託などを推進します。	各課

## 2 生活の安定を支援

### ● 現状と課題

障がいのある人の経済的自立や生活の安定のためには、基盤となる所得保障が必要不可欠です。

本町では、国や県の事業にもとづく各種年金・手当とともに、社会福祉協議会や県などによる各種助成、貸付、控除などの制度について周知や利用促進を図っています。

平成28年度に実施したアンケート調査では、町に力を入れてほしい施策として「生活費に困らないような経済的な支援の充実」への要望が多くなっています。

今後も、障がいのある人の安定した生活が保障されるよう、各種年金・手当等の周知や適正な支給を行うとともに、さらなる充実が図られるよう、国や県に対する働きかけについても検討を進める必要があります。

### ● 施策の方向性

障がいのある人やその家庭の経済的自立や生活の安定を図るため、所得保障などの経済的支援を図ります。

### ● 今後の取り組み

施策名	施策内容	担当課
(1) 各種手当・年金等の周知・徹底	● 各種年金や手当制度について、周知・徹底に努めます。	健康福祉課
	● 税の減免制度や鉄道等の運賃・料金の割引制度について、周知・徹底を図ります。また、内容の拡充、対象者の拡大を国や県等に働きかけます。	健康福祉課

## 第5章 計画の推進

---

### 1 協働と連携による計画の推進

#### (1) 国・県および近隣市町との連携

障がいのある人に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているため、国・県との緊密な連携を図りながら、事業の有効かつ円滑な推進に努めます。

また、障がい者福祉施策の中には、町単独で行うことが困難なものや、太田・館林障害保健福祉圏域など広域的に行ったほうが効果的な事業もあり、近隣市町との連携・調整を図ります。

#### (2) 地域との連携

計画の推進にあたっては、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会など、地域の組織・民間団体の協力関係を強め、障がいのある人に対する取り組みを支援し、計画の円滑な推進を図ります。

#### (3) 地域自立支援協議会との連携

本町では、地域自立支援協議会を1市5町で設置しており、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり等に重要な役割を果たしています。

相談支援事業の体制強化や地域生活支援拠点の構築など、障がいのある人の豊かな地域生活の向上を実現していくため、地域自立支援協議会の充実が図られるよう、協議会の役割を一層明確にし、協議会全体や各部会の機能の向上に向けた支援を推進します。

### 2 計画の周知・普及

本計画を推進するには、本計画の目指す方向性や取り組みについて、町民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町などの計画に関係するすべての人や団体が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、広報誌やホームページなどを通じて本計画の周知、普及に努めます。

### 3 計画の進行管理体制

計画を着実に推進するためには、計画の進行過程を管理する体制を確立することが必要です。そこで、計画の点検・評価については、地域自立支援協議会や障がいのある人の意見や評価などを踏まえながら、PDCAサイクル<sup>※5</sup>に基づいて実施します。また、社会経済状況の変化や、国・県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

---

#### 5※ PDCAサイクル

計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。